

平成30年 6 月 25 日（月曜日）

第 3 号

平成30年第2回北海道議会定例会会議録

第3号

平成30年6月25日（月曜日）

議事日程 第3号

6月25日午後1時開議

日程第1、議案第1号ないし第8号及び報告第1

号

（質疑並びに一般質問）

○本日の会議に付した案件

1. 日程第1

出席議員（97人）

議長 101番 大谷 亨 君

副議長 70番 勝部 賢 志 君

1番 菊地 葉 子 君

2番 阿知良 寛 美 君

3番 浅野 貴 博 君

4番 安住 太 伸 君

5番 池端 英 昭 君

6番 川澄 宗之介 君

7番 小岩 均 君

8番 内田 尊 之 君

9番 大越 農 子 君

10番 太田 憲 之 君

11番 加藤 貴 弘 君

12番 久保秋 雄 太 君

13番 清水 拓 也 君

14番 千葉 英 也 君

15番 塚本 敏 一 君

16番 道見 泰 憲 君

17番 船橋 賢 二 君

18番 丸 岩 浩 二 君

19番 梅 尾 要 一 君

20番 菅 原 和 忠 君

21番 中 川 浩 利 君

22番 畠 山 みのり 君

23番 藤 川 雅 司 君

24番 白 川 祥 二 君

25番 新 沼 透 君

26番 赤 根 広 介 君

27番 田 中 英 樹 君

28番 中野渡 志 穂 君

29番 佐 野 弘 美 君

30番 宮 川 潤 君

31番 荒 当 聖 吾 君

32番 安 藤 邦 夫 君

33番 山 崎 泉 君

34番 佐 藤 伸 弥 君

35番 沖 田 清 志 君

36番 笹 田 浩 君

37番 松 山 丈 史 君

38番 市 橋 修 治 君

39番 稲 村 久 男 君

40番 梶 谷 大 志 君

41番 笠 井 龍 司 君

42番 中 野 秀 敏 君

43番 野 原 薫 君

45番 三 好 雅 君

46番 村 木 中 君

47番 吉 川 隆 雅 君

48番 吉 田 祐 樹 君

49番 佐々木 俊 雄 君

50番	田中芳憲君	87番	吉田正人君
51番	富原亮君	88番	岩本剛人君
52番	八田盛茂君	89番	遠藤連君
53番	松浦宗信君	91番	加藤礼一君
54番	東国幹君	92番	喜多龍一君
55番	内海英徳君	93番	竹内英順君
56番	大崎誠子君	94番	本間勲君
57番	小畑保則君	95番	伊藤条一君
58番	角谷隆司君	96番	川尻秀之君
59番	小松茂君	98番	神戸典臣君
60番	千葉英守君	99番	高橋文明君
61番	長尾信秀君	100番	和田敬友君
62番	中司哲雄君	欠席議員(1人)	
63番	藤沢澄雄君	44番	花崎勝君
64番	村田憲俊君	欠員(3人)	
65番	北口雄幸君	69番	
66番	小林郁子君	90番	
67番	橋本豊行君	97番	
68番	広田まゆみ君		
71番	中山智康君	出席説明員	
72番	大河昭彦君	知事	高橋はるみ君
73番	志賀谷隆君	副知事	辻泰弘君
74番	吉井透君	同	窪田毅君
75番	真下紀子君	同	阿部啓二君
76番	森成之君	総務部長	中野祐介君
77番	金岩武吉君	兼北方領土対策部長	橋本彰人君
78番	池本柳次君	本部長	小野塚修一君
79番	滝口信喜君	総務部危機管理監	黒田敏之君
80番	須田靖子君	総合政策部長	渡辺明彦君
81番	高橋亨君	総合政策部監	佐藤敏君
82番	佐々木恵美子君	交通企画監	栗井是臣君
83番	三井あき子君	環境生活部長	倉本博史君
84番	星野高志君	保健福祉部長	
85番	三津丈夫君	保健福祉部	
86番	平出陽子君	少子高齢化対策監	
		経済部長	

経済部観光振興監 本間 研一 君
農政部長 梶田 敏博 君
農政部長
食の安全推進監 甲谷 恵 君
水産林務部長 幡宮 輝雄 君
建設部長 岡田 恭一 君
財政局長 森 隆司 君
財政課長 古岡 昇 君
秘書課長 三橋 剛 君

警察本部長 和田 昭夫 君
総務部長 池田 康則 君
交通部長 西川 寿典 君
総務部参事官
兼総務課長 島村 諭支敏 君

教育委員会教育長 佐藤 嘉大 君
教育部長
兼教育職員監 坂本 明彦 君
学校教育監 村上 明寛 君
総務課長 山本 純史 君

議会事務局職員出席者

事務局長 森田 良二 君
議事課長 木村 敏康 君
議事課主幹 本間 治 君
議事課主査 中澤 正和 君
議事課主任 小倉 拓也 君
同 古賀 勝明 君

午後1時1分開議

○議長大谷亨君 これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

〔木村議事課長朗読〕

1. 本日の会議録署名議員は、

北口 雄幸 議員
小林 郁子 議員
橋本 豊行 議員

であります。

1. 日程第1、議案第1号ないし第8号及び報告第1号

（質疑並びに一般質問）

○議長大谷亨君 日程第1、議案第1号ないし第8号及び報告第1号を議題とし、質疑並びに一般質問を継続いたします。

太田憲之君。

○10番太田憲之君（登壇・拍手）（発言する者あり）自民党・道民会議の太田憲之です。

今定例会の自民党の2番手の質問者として、順次質問をさせていただきます。

昨夜、睡眠不足の方も多いかと思いますが、しばしの時間、御清聴いただければと思うところでございます。

それでは、まず初めに、食の安全、安心についてお伺いをいたします。

道は、食の安全・安心条例に基づいて、食の安全、安心に関する施策を総合的、計画的に推進するために、施策の目標や内容を示した基本計画を策定しており、計画の進捗状況の点検結果は、毎年、議会に報告されているところであります。

現在の第3次基本計画の期間が今年度で終了しますことから、今後、新計画の策定に向けて検討作業が進められるとのことではありますが、平成29年度の報告書では、食品衛生管理手法の国際基準であるHACCPの導入が目標値の2.2倍を超えるという進展が見られる一方で、道産食品独自認証制度や有機農業の取り組みが低迷するなど、農業分野での課題が多く見られますことから、これらの課題や道民ニーズを十分に踏まえた実効性のある計画づくりに取り組む必要があると考えます。

次期食の安全・安心基本計画の策定に向けまして、道はどのように取り組んでいくお考えなのか、お聞かせ願います。

次に、食育の推進についてお伺いをいたします。

食の安全・安心条例では、食育の推進についても規定しており、基本計画の中では、食育及び地産地消の推進が施策として掲げられておりますが、一方で、条例施行後に制定された食育基本法に基づいて、北海道食育推進計画が策定されております。

その中では、推進計画は、食の安全・安心条例に基づき、食育を具体的に進めるための計画であり、食育基本法に規定する都道府県計画に位置づけられるとされており、今年度で計画が終了することから、食の安全・安心基本計画と同様、新計画づくりのための検討作業が進められることになると思います。

食育に関しましては、野菜、果物の摂取量が少ないことや、子どもたちが毎日朝食をとる割合、日ごろから健全な食生活を意識している人の割合が全国平均より低いこと、平成24年度をピークに、食育への関心が減少していることなどが、道民の食生活の課題として指摘されているところでございます。

また、それぞれのライフステージに応じた食育の取り組みが求められておりますが、特に、高齢者は、低栄養が要介護や死亡のリスクにつながりやすく、高齢者等の比率が全国平均より高い本道では、高齢期における取り組みが重要であると考えます。

次期食育推進計画の策定に向けて、食の安全・安心基本計画との関係や位置づけを含め、道はどのように取り組んでいくお考えなのか、お聞かせ願います。

それでは次に、北海道自転車条例について、2点お伺いをしていきたいと思っております。

さきの定例会で、議員提案に基づき、満場一致で議決されました北海道自転車条例では、「道は、（中略）自転車の活用等の推進に関し、地域の実情に応じた総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と定めております。

道では、これまでも、自転車の交通安全教育であるとか、本道の豊かな自然の魅力を満喫できるサイクルツーリズムの促進などに取り組んできており、今後も、取り組みの充実が一層図られ

るものと期待いたしますが、条例が実施を求めている総合的な施策をどのように展開していくのか、必ずしも明確ではありません。

この条例で定められた理念が施策に反映され、着実に実施されるためには、例えば、国の自転車活用推進法で努力義務とされております自転車活用推進計画を策定するなど、総合的、計画的に推進を図っていくべきではないかと考えます。

道は、今後、どのようにこの条例の理念の実現を図っていく考えなのか、お聞かせ願います。

昨年の道内の交通事故による人身事故発生件数は1万815件であり、平成12年をピークに、減少してきており、自転車に関係するものも同様の傾向にあるとのことでもあります。

4月に、札幌や函館の市内で、自転車による悪質なひき逃げ事件が相次ぎ、報道で大きく取り上げられたことから、道民の間では、自転車による事故への関心が高まってきているところでもあります。

このような事件や事故を防止するためには、全ての道民が、安全な自転車利用に関する理解を深めるとともに、子どものころから、自転車運転者としての自覚を促したり、安全運転に対する意識づけを行うことが重要ではないかと考えます。

自転車条例では、道民に対する、自転車の利用のための交通安全教育の実施や、児童生徒等の発達段階に応じた、学校、家庭での安全教育に努めるとしており、小・中・高の各段階での交通安全教育や、一般の利用者への、自転車に関する遵守事項、改正事項の周知徹底など、関係機関がしっかりと連携して取り組んでいく必要があると考えます。

今後、自転車の交通安全教育の推進や事故防止にどのように取り組んでいくお考えなのか、知事、教育長、そして警察本部長のそれぞれの考えをお聞かせ願います。

それでは次に、大項目の3番目の、行政手続のオンライン化の推進についてお伺いをいたします。

道は、道内の市町村と共同で構築した北海道電子自治体共同システムのもとで、電子申請サービスを提供しており、手続数としては、先月末時点で1155件の手続がこのサービスで登録されております。

しかし、このうち、電子申請が可能なものは310件にとどまっており、残りの800件以上は、申請書を電子的に入手することができるだけで、実際に申請するためには、従来どおり、紙で出力した申請書に必要事項を記入し、郵送または窓口へ持ち込んで申請することとなっております。

道では、これまで、北海道IT利活用推進プランなどにに基づき、申請等のオンライン化の推進に取り組んでまいりましたが、システムの簡易申請を利用したアンケートや応募などの数は伸びているものの、職員採用試験や道営住宅の申し込みなどの電子申請の利用件数を見ますと、ここ数年は、平均すると7000件程度で推移しており、利用が進んでいるとは言えない状況ではないかと考えます。

道では、この3月に策定した新たな北海道ICT利活用推進計画の中でも、行政手続のオンライン化の推進を掲げておりますが、電子申請の利用が増加しない要因をどのように考えており、

今後、どのような改善を図っていくお考えなのか、お聞かせ願います。

それでは次に、米の生産確保についてお伺いをいたします。

先月、中国の李克強首相が来日され、安倍首相との会談におきまして、日本から中国への米の輸出に向けて必要となる精米施設や薫蒸施設の拡大について合意がなされ、道内関係では、石狩の精米工場の1施設、小樽の薫蒸倉庫の2施設が新たに指定されることになりました。

道では、中国への米の輸出に向けまして、これまで国に要請してきたところであり、今回の合意は、関係者にとって大変喜ばしく、中国に向けた北海道米の輸出拡大に大きな期待が寄せられるところでもあります。

李首相は、来日の日程に合わせて道内も視察されましたが、本道農業を高く評価しており、札幌での知事との会談では、「中国の消費者の需要に応える高品質で安全な農産物を輸入する」との意欲を示したと伝えられており、今回の一連の動きは、安全、安心で、おいしい北海道米の魅力を海外に発信する絶好の機会ではないかと考えます。

米の輸出に当たっては、流通コストの低減や認証基準の取得など、さまざまな課題に対応する必要があると考えますが、中国を初め、海外に向けた道産米の輸出拡大に向けて、道はどのように取り組んでいくお考えなのか、お聞かせ願います。

一方、国内では、食生活の変化や高齢化による需要の減少で、主食用米の過剰状態が続いておりましたが、平成27年に需給バランスが改善し、それ以降、主食用米の価格が上昇しており、中でも、中食、外食でのニーズの高まりで、主食用米のうち、比較的低価格で取り扱われていた業務用米の価格が高騰している状況でございます。

道内では、今年産から、道農業再生協議会水田部会が設定した生産の目安によりまして、主食用や加工用、その他の区分ごとの需要に応じた生産が進められておりますが、今後は、道内外の需給状況を的確に把握し、ニーズに応じた産地と事業者とのマッチングを進めるなど、これまで以上に、需要に見合った生産を積極的に推進し、農業所得の拡大を目指す必要があるのではないかと考えます。

道は、米の需要に応じた取り組みを今後どのように進めるお考えなのか、お聞かせ願います。

次に、農業教育の充実についてお伺いをいたします。

道教委は、これまで、専門高校プログレッシブ・プロジェクト推進事業を活用し、食、観光など、地域の産業特性やニーズに応じた取り組みを進めるなど、産業教育の振興に努めてまいりましたが、今年度からは、北海道ふるさと・みらい創生推進事業として、本道の基幹産業の農業を支え、地域の農業振興を担う人材の育成に向けまして、農業高校における、国際水準のGAP認証の取得や、地域農産物の国際的な取引を学習するプロジェクトを進めることとしております。

GAPは、食品安全や環境保全、労働安全などの生産工程管理を行うことにより、品質の向上や競争力の強化などが期待できますことから、本道農業が、道産農産物を国内外へ安心、安全に供給する持続的、発展的な産業として成長していくためにも重要な取り組みであり、GAP認証を取得し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会での食材供給にチャレンジする取

り組みは、国際的な取引を学習する貴重な場になるものと考えます。

GAPは、毎年の認証取得が必要であり、蓄積されたノウハウを確実に引き継ぐ仕組みづくりなどが重要となりますが、道教委は、このプロジェクトを通じて、本道農業を担う人材の育成など、農業教育の充実に向けて、どのように取り組んでいく考えなのか、お聞かせ願います。

では次に、障がい者福祉の推進についてお伺いをいたします。

障害者基本法に基づく国の第4次障害者基本計画が本年3月に策定され、道でも、国の計画を踏まえて、第2期北海道障がい者基本計画の中間見直しを行うとともに、その実施計画である第5期北海道障がい福祉計画を策定し、希望する全ての障がい者が安心して地域で暮らせる社会の実現に向けて、北海道障がい者条例に基づく施策の推進や権利擁護の推進、地域支援体制の充実などに取り組むこととしておりますが、そのためには、しっかりとした検証や、わかりやすいガイドラインづくりなどの取り組みが重要であると考えます。

例えば、障がい者条例に基づき市町村が実施することが望ましい事項等の基本的な指針といたしまして、地域づくりガイドラインがございますが、平成24年の一部改正から5年以上経過していることから、時代の変化を踏まえた見直しが求められているほか、第1回定例会で、我が会派の同僚議員が、障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例などの制定に際して提案した、障がいの特性に応じた情報バリア解消のための、道や市町村、関係機関が一体となって取り組むガイドラインの作成などを積極的に進めていく必要があると考えます。

道は、計画を実効性のあるものとするために、どのような取り組みを進めていくお考えなのか、お聞かせ願います。

最後に、障がい者用駐車スペースについてお伺いをいたします。

北海道福祉のまちづくり条例の17条、18条を根拠とし、知事は、公共的施設を円滑に利用できるようにすることを努力義務として求めており、公共施設や商業施設等では、出入り口の近くに、国際シンボルマークでもある車椅子マークが表示され、障がい者用駐車スペースとして整備されているのは、広く一般的に見られるのではないかと思います。

このスペースは、車椅子での乗りおりがしやすいよう、通常の駐車スペースより幅が広くつくられていること、そして何より、出入り口に近いことから、心ない健常者の方が駐車して、本当にこのスペースを必要とする方々が使いたいときに使えないような状況が後を絶ちません。

これに対する解決方法の一つとして、他府県で行われている身体障がい者用駐車施設利用認証制度、通称でパーキング・パーミット制度につきましては、過去に北海道議会でも議論があったと思いますが、現在、36県3市で導入されております。

この制度につきましては、道としての検討の結果はどうだったのか、お聞かせ願います。

国では、2020年の東京オリンピック・パラリンピック大会を契機として、心のバリアフリーを推進するために、ユニバーサルデザイン2020行動計画を策定し、障がいへの理解と、困っている障がい者に自然に声をかけることができるような国民文化の醸成に向けた取り組みを始めたことは、共生社会の実現やヘルプマークに関する質問の中でも触れてまいりました。

そこで、今後増加する来道観光客等に対して、例えば、北海道の空の玄関口でもある新千歳空港を初めとする道内の各施設におきまして、そういった状況に遭わせることがないように、環境整備とあわせて、啓発活動等による機運の助成を図っていくべきと考えますが、知事の御所見をお聞かせ願います。

以上で私からの質問を終了させていただきたいと思います。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）太田議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、新たな食の安全・安心基本計画についてであります。道では、現行計画において、生産から流通、消費に至る各段階での食品の安全性の確保など、五つの重点的な推進方向を定め、各般にわたる施策を展開してきているところであります。

計画に基づく施策の推進については、国の制度の見直しなどにより、一部の施策で、計画どおり進んでいないものもありますが、HACCP手法による衛生管理の導入施設の増加や、道産小麦の利用拡大など、全体として着実に進んでいるところであります。

道といたしましては、農業団体など関係者の方々と連携をし、消費者から信頼され、本道の食のブランドづくりの基盤となる安全で安心な食品の生産、供給がさらに推進されるよう、道議会の御議論や、広く道民の皆様方の御意見を伺いながら、本年度内に新たな計画を策定してまいります。

次に、自転車の利活用の推進についてであります。近年、自転車は、身近な移動手段としての役割を担いつつ、健康増進や環境負荷の低減、さらには、サイクルツーリズムの推進を通じた観光の振興など、その活用はさまざまな意義を有するものと認識いたします。

道では、本年4月に北海道自転車条例を施行し、国や市町村、関係団体で構成する自転車活用等推進連携会議を設置するなど、自転車の活用促進に向けた体制の整備に取り組んでいるところであります。

道といたしましては、今後、関連する施策の総合的かつ計画的な展開を図るため、自転車の活用に係る推進計画を策定するなど、条例の理念の実現に向けて、積極的に取り組んでまいる考えであります。

次に、米の輸出拡大についてであります。道では、米を輸出拡大の重点品目の一つと位置づけ、これまで、着実に販売が伸びているアジア圏に加え、潜在的な需要が見込まれるアメリカや中国において、さまざまなプロモーション活動を展開してきているところであります。

このたびの李克強首相の訪日に伴い、中国への輸出に向けた精米工場などが新たに指定されたことは、今後の輸出への取り組みに弾みがつくものと、大いに期待をするものであります。

道といたしましては、これまでの取り組みから得た多くの情報や課題をもとに、各国の流通構造、規制などに対応した効果的な販売手法やルートの開拓を進めるとともに、輸出に取り組む事業者へのサポートや、新たな取引につながる商談会を実施するなど、国や関係団体、民間事業者の方々などと連携しながら、北海道米の輸出拡大に取り組んでまいります。

次に、障がい福祉施策についてであります。道では、障がいのある方が安心して地域で暮らすことのできる社会の実現を目指し、本年3月、新たに、障がい福祉計画を策定するとともに、意思疎通支援条例などを制定したところであります。

これらの推進に当たり、地域で暮らす障がい者に対する相談支援体制づくりなど、市町村の取り組みを支援するための地域づくりガイドラインを、本年秋ごろをめどに改定するとともに、新たに、道職員が障がい特性に応じた意思疎通支援を行うための指針を本年度中に策定し、市町村や企業等においても活用していただけるよう、周知を進めることといたしているところであります。

こうした取り組みを通じて、市町村や関係団体等と連携を深め、計画の着実な推進を図り、障がいのある方もない方も、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を図ってまいりたいと考えてあります。

最後に、福祉のまちづくりに向けた取り組みについてであります。誰もが、公共的な施設や交通機関を安心して快適に利用できるまちづくりを進めることは、障がいのある方々に対する合理的配慮のみならず、来道される方々へのおもてなしの観点からも、大変重要と考えるものであります。

このため、道では、これまでも、行政や民間団体等で構成する福祉のまちづくり推進連絡協議会の場を通じ、障がい者用駐車スペースの確保などを初めとする福祉環境の整備に向けた働きかけのほか、ヘルプマークの普及などの取り組みも行ってまいっているところであります。

今後とも、官民が一体となって、道民はもとより、本道を訪れる国内外の多くの皆様方に、さまざまな施設を快適に利用していただけるような、全ての人に優しい福祉のまちづくりを一層推進してまいりたいと考えてあります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上であります。

○議長大谷亨君 農政部食の安全推進監甲谷恵さん。

○農政部食の安全推進監甲谷恵君（登壇）新たな食育推進計画の策定についてでございますが、道では、平成17年に制定した北海道食の安全・安心条例に基づき、国に先駆けて、食育を積極的に推進することとし、北海道食の安全・安心基本計画に反映するとともに、北海道食育推進計画を策定いたしまして、本道の食育を総合的に推進してきたところでございます。

こうした中、道内では、児童生徒が毎日朝食をとる割合、野菜や果物の摂取量が全国平均より少ないなど、子どもから高齢者まで、幅広い世代で多くの課題を抱えており、新たな計画の策定に当たりましては、これらの食育をめぐる情勢の変化や課題などを踏まえ、本年度策定する予定の次期食の安全・安心基本計画とともに、道議会の御議論や地域意見交換会、パブリックコメントなどにより、広く道民の皆様の御意見を伺いながら、計画を策定してまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 環境生活部長渡辺明彦君。

○環境生活部長渡辺明彦君（登壇）北海道自転車条例に関し、自転車事故の防止に向けた取り組みについてであります。自転車による事故が後を絶たない中、事故を防止するためには、利用者一人一人が、車両としての自転車の危険性を認識し、交通ルールの遵守と、歩行者の通行等に配慮した利用を心がけることが重要と考えております。

道では、これまで、交通安全運動の推進方針におきまして、自転車の安全利用を重点事項として掲げ、関係機関・団体と連携し、期別の交通安全運動や毎月の「自転車安全日」における街頭啓発のほか、学校や地域において、年齢層に応じた交通安全教育を実施するなど、さまざまな啓発活動に努めてきたところであります。

今後は、交通ルールの遵守はもとより、乗車用ヘルメットの着用や損害保険の加入など、条例に規定された利用者の責務について、道民の理解を一層深めるため、これまでの取り組みに加え、保険会社を初めとする民間事業者との連携による啓発活動を実施するなど、自転車の安全利用に向け、条例の実効性が高められるよう、効果的な取り組みを展開してまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総合政策部長小野塚修一君。

○総合政策部長小野塚修一君（登壇）行政手続のオンライン化の推進についてでございますが、電子申請は、道民サービスの向上や効率的な行政運営を図る上で、極めて有用な手だての一つと考えており、道では、これまで、採用試験の申し込みや税に関する届け出などにおいて、その活用を進めてまいりました。

一方、電子申請に当たりましては、添付書類の電子化が困難なものや、書面受け取り時に本人確認を必要とするものがあり、それらが利用の拡大を妨げる主な要因となっていると考えているところでございます。

こうした中、国においては、現在、電子申請における添付書類の撤廃や本人確認手続の見直しなどを盛り込んだ法整備の検討が進められており、道といたしましては、こうした国の動向を踏まえ、電子申請が道民の皆様にとって一層利用しやすいシステムとなるよう、その改善に努めてまいり考えてございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 農政部長梶田敏博君。

○農政部長梶田敏博君（登壇）米の生産確保に関して、需要に応じた米生産に向けた取り組みについてであります。平成30年産米からは、行政による生産数量目標の配分が廃止されましたことから、本道においては、生産者や集荷業者・団体が中心となり、需要に応じた生産とあわせて、米価格の安定による農家所得の確保を基本に、生産の目安を設定し、その推進を図っているところであります。

道といたしましては、今後とも、水田活用の直接支払い交付金の効果的な活用を図りながら、すぐれた品種の開発普及や、直播などの低コスト・省力生産技術の導入、水田の大区画化、北海道米のブランド力の強化などを総合的に推進し、生産の目安を踏まえた、多様なニーズに応じた

米づくりを進め、本道の稲作農業の持続的な発展と経営の安定に向けて取り組んでまいる考えであります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 保健福祉部長佐藤敏君。

○保健福祉部長佐藤敏君（登壇）障がい者福祉の推進に関し、いわゆるパーキング・パーミット制度についてでございますが、道では、他府県の状況などについて調査を行ったところであり、その結果、障がいのある方々などが気兼ねなく駐車できるなどのメリットがある一方、利用するための申請が必要であることや、駐車場の管理体制の問題などの課題も見られたところでございます。

こうしたことを踏まえ、道と福祉団体や事業者団体等で構成をする、パーキング・パーミット制度に関するワーキンググループでは、制度の導入により駐車が困難となった事例もありましたことから、まずは、運転される方々のモラルの向上など、適正な利用に関する普及啓発について、関係者が連携して一層の推進を図ることとしたところでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 教育長佐藤嘉大君。

○教育長佐藤嘉大君（登壇）太田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、自転車条例に関し、交通安全教育についてであります。学校や家庭においては、交通安全についての知識はもとより、児童生徒が、みずから危険を予測し、回避する力を身につけさせることが大切であり、各学校においては、毎年、自転車の利用が始まる時期に合わせて、警察などの御協力を得て、交通安全教室を開催しているほか、保護者や地域の方々の協力を得て、通学路での指導などに取り組んでいるところであります。

道教委といたしましては、今般施行された自転車条例を踏まえ、各学校に対し、児童生徒等の自転車の安全利用に一層努めるよう働きかけているところであり、全ての管内で実施している学校安全推進会議において、本条例の趣旨について、教職員、PTA及び関係機関等に周知し、理解を深めるとともに、今後は、道教委が作成している安全教育実践事例集を更新し、学校と関係機関が連携して、小学校、中学校、高等学校それぞれの事例を情報提供するなどして、児童生徒が被害者にも加害者にもならぬよう、自転車の交通安全教育の充実に努めてまいる考えであります。

次に、農業教育の充実についてであります。本年3月に告示された高等学校学習指導要領においては、今後、農業経営のグローバル化などに対応した、経営感覚の醸成に向けた学習の充実に図ることとされており、道教委では、本年度、新たに実施するふるさと・みらい創生推進事業において、道立農業高校の3校が、経営管理や品質管理の改善を図る能力と態度の育成、作物などの栽培評価に必要な知識と技術の習得に取り組み、国際水準のGAP認証の取得を目指すほか、農産物の国際取引に関する指導方法等について実践研究を行うプロジェクトに取り組むこととしております。

こうした取り組みの成果を、他の農業高校における指導の一層の充実に生かすとともに、地域の農業生産者や関係団体等にも情報提供するなどして、将来の北海道の農業を支え、地域の農業振興を担う人材の育成に向け、農業教育の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 警察本部長和田昭夫君。

○警察本部長和田昭夫君（登壇）太田議員の御質問にお答えいたします。

自転車の交通事故防止などについてであります。昨年、道内において、自転車に関連する交通事故は1457件発生し、自転車利用者側にも、安全不確認や一時不停止などの法令違反が認められるものも多ことから、自転車利用者のルール遵守とマナーの向上が大変重要と認識しております。

そこで、道警察では、幼児とその保護者や児童生徒に対しては、対象年齢に合わせて開催する自転車安全教室、一般の利用者に対しては、企業や老人クラブ等における交通安全講話や、運転免許更新時講習等の機会に、自転車の安全教育を実施し、自転車の通行方法や法令改正の内容等の周知徹底を図っております。

また、自転車の違反行為に対しては、イエローカードを活用した指導警告を行い、交通事故に直結する酒酔い運転等の悪質、危険な違反に対しては、取り締まりを強化しております。

道警察といたしましては、引き続き、関係機関・団体と連携した交通安全教育や広報啓発活動のほか、街頭での指導取り締まりを実施し、自転車の交通事故防止に努めてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 太田憲之君の質問は終了いたしました。

小岩均君。

○7番小岩均君（登壇・拍手）（発言する者あり）通告に従いまして、知事並びに教育長に御質問をさせていただきます。

まず、私の地元の課題でもあります、日本ハムファイターズのボールパーク構想についてお伺いをしたいと思います。

これについては、先週の金曜日、我が会派の同僚議員からも知事にお伺いをしましたけれども、私の地元であるということで、現時点での課題とともに、道としての考え、取り組みについて知事にお伺いをさせていただきたいと思っております。

プロ野球球団の日本ハムファイターズが北海道へ移転してから14年たちます。この間、パ・リーグ制覇が5度で、うち、2度は日本一も達成するなど、道民球団として躍進しており、ファンも定着して、まさに北海道を代表するプロスポーツ球団に育ち上がってきております。

その日本ハムが2年前に打ち出した球場移転について、ボールパーク構想の名のもと、ことしの3月26日、北広島市にその候補地として内定通知がありました。

北広島市では、その日以降、道やJR北海道、バス事業者、国なども含めて、さまざまな関係者と協議を始めましたし、今月には、北広島市議会でも、全議員が参加する特別委員会を設置い

たしました。市民もボールパーク推進期成会を結成するなど、市を挙げて、構想の実現に向けて動き出しております。

道においても、いち早くプロジェクトチームを立ち上げ、検討されております。

改めて、このプロジェクトチームの機能と役割についてお伺いをしたいと思います。

また、球団の構想では、5年後の2023年のボールパークの開業を目指すとのことでもありますけれども、道は、これに対してどのように取り組んでいかれるのか、知事の所見をお伺いいたします。

次に、北広島市への誘致の内定に関する最大の課題は、その前後から今も変わっておりませんが、集客をめぐる移動・交通手段の確保であると言われております。

大量輸送手段としてのJRの活用が焦点となりますけれども、JR千歳線での新駅や引き込み線の整備、車両の増車など、どれをとっても容易に解決できるものではなく、今後、北広島市とJR北海道との協議を円滑に進めるためにも、道の存在は大きいと考えております。

JR北海道も、さまざまな課題を背負った中でのボールパーク構想への参加ということで、道としてのJR北海道への働きかけも大事な支援策ではなからうかなと思いますので、どのような姿勢で取り組んでいかれるのか、お伺いをします。

次ですが、JRとともに、バス、自家用車への対応も求められるわけでありまして。幹線道路の新設、整備も急がれる課題でありますけれども、市が誘致段階で想定した、ボールパークへの新設道路は2系統ございます。うち、1本は、JR千歳線を横断しなければならないため、JR北海道との協議に相当の時間を要する見込みであると言われております。

そこで、残り1本を優先することとしておりますけれども、こちらは、林地を切り開き、既存の市道と接続し、さらに、そこから道道や国道へとつながるといふ、重要なルートとなるわけがあります。

加えて、ボールパークへの主要幹線道路の一つである国道36号線は、現在も、高速道路の北広島インターチェンジ付近での休日などの渋滞が解消されておらず、さらなる対策が必要であると言われております。

今後の道路の新設、接続する道路の整備あるいは渋滞対策などは、国の協力も不可欠でありますことから、道路整備について、道はどのように考え、第一義的な責任者である市とともに、どう対策をしていくのか、見解をお伺いいたします。

四つ目ですが、北広島市では、現在開会中の市議会に、ボールパーク関連の補正予算の約5500万円を提案しております。そして、その財源として、市債あるいは一般財源を充てておりますけれども、今後も、関連する財政支出が想定をされます。

そこで、これらを補うため、北広島市では、地域未来投資促進法の支援策あるいは国の補助事業などを活用することとしております。

こうした国などの制度や補助の活用に関する道から市への支援の内容として、どのように取り組んでいくのか、お伺いをいたしたいと思います。

最後に、教育長にお聞きをします。

誘致内定の直後でありますけれども、ボールパーク候補地に隣接している道立高校の移転話が大きく報道されました。しかも、その報道の内容は、既に移転先まで市内に確保されているかのようなものでしたから、私を初め、市を含めた教育関係者の戸惑い、あるいは、地域住民や、子供を通わせている親御さんたちへの影響は大きいものがございました。

そこで、この高校の移転について、道教委の考えをお伺いします。

また、この高校とは別の方向ですけれども、ボールパーク候補地に隣接する道立養護学校もありまして、今後のボールパークの工事に伴う車両の出入りの際の交通安全あるいは騒音も、地域では懸念をされておりますので、それについての教育長の見解をお伺いします。

続いて、二つ目の項目は、外国人技能実習制度についてであります。

このことについては、私も昨年12月の第4回定例会で取り上げさせていただいておりますけれども、引き続き、その課題について知事にお伺いをしてまいりたいと思います。

道が毎年行っております、外国人技能実習制度にかかわる受け入れ状況調査というものがございしますが、過日、去年——平成29年の調査結果報告書ができ上がりました。

それを見ますと、実習生は、昨年に比べて約1600人の増加であります。国籍別では、中国を抜いて、ベトナムが初めてトップを占めました。そして、業種別では、相変わらず食料品製造業が半数を占めておりますけれども、このたびは建設関連の数字も増加をしているわけでございます。また、実習先としては、石狩振興局管内、オホーツク総合振興局管内がふえているという実態がこの資料でわかるわけであります。

そこで、後ほど言いますけれども、道内における実習生の増加傾向は今後も続くと思われることから、実習制度とともに、実習生の実態について、報告書を踏まえて、知事はどのように捉えているのか、お伺いをいたします。

次ですが、昨年4月、外国人技能実習機構の札幌事務所が開設されました。これは、実習計画の認定や監理団体への実地検査などを行う機構の地方事務所ということになります。

さらに、法律にかかわる入国管理局あるいは労働基準監督署など、国の所管省庁の出先機関と道とが情報を共有するための地域協議会が設置されるということでありました。昨年4月の答弁では、今年にも協議会ができるということでもございました。

そこで、改めて、協議会の目的や道の関与とともに、これが設置される見通しについてお伺いをいたします。

次ですが、報道によれば、5月に、倶知安町で、ベトナム人技能実習生を含む14名の外国人が不法滞在の疑いで逮捕される事件が起きました。実習生として来日し、失踪などをして在留資格が切れた後も道内に滞在し、さらに、その方々を東京の人材派遣会社が雇って、ニセコのホテルで働かせていたということでもございます。

労基法違反や実習業務外労働とともに、実習生の失踪、不法滞在は、この制度が抱える欠陥として、全国で多数起きております。

知事は、今回の事案をどのように捉えておられるのか、また、昨年の道内における労基法違反や失踪者数について、道として把握をされているのか、お伺いをしたいと思います。

四つ目に、日本語学校についてお伺いします。

東川町では、国際交流や写真文化の振興を目的に、日本で初の公立日本語学校を開設しまして、多文化交流の成果も上げていると聞いておりますが、これとはまた別に、初めから就労目的であったと思われる外国人を相手にした日本語学校や専門学校の設立が、首都圏、関西あるいは九州などで広がっております。そして、最近では、地方にもその動きが広がっていると聞いております。

留学生は、御案内のとおり、法律では、週に28時間までアルバイトが可能となっておりますけれども、これを超えて働いていたり、留学生を受け入れる学校の経営者あるいは出資者が、学業だけではなくて、仕事をあわせてあっせんするという事態も明らかになっております。

道は、こうした現状をどのように認識しているのか、お伺いをします。

三つ目の項目として、国際観光旅客税についてお伺いします。

今国会の延長が決まりましたけれども、その国会において、4月に国際観光旅客税という新法が成立いたしました。その施行は来年1月からになりますけれども、日本から国外へ出国するときに、邦人、外国人を問わず、1人1000円を国税として課せられることになるわけでありまして、国の試算によりますと、今年度末、つまり来年の1月から3月までの3カ月間で約60億円の税収が見込まれているようであります。

国税とはいえ、道民が海外へ行く際や、本道を訪れる外国人の方々がお帰りになる際に新たな負担となる新税に対する道としての見解、また、その用途についての認識をお伺いします。

最後ですが、海外からの誘客への対応など、観光振興や経済活動を通じて、道も地方自治体も一定の負担と貢献をしております。国の税収として見込まれている新税ではございますが、地方に対して、その税収の一定割合を分配することを道として求めるべきではないかと思っております。

そこで、知事は、市町村とも連携して、国への要請活動を行うお考えはあるのかどうか、お伺いします。

以上、再質問を留保して、1回目の質問とさせていただきます。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）小岩議員の御質問にお答えをいたします。

ボールパーク構想についてであります。本年3月に、日本ハムファイターズの新球場の建設候補地が北広島市に決定されたことを受け、道では、ボールパーク構想に関し、道路や鉄道といった交通アクセスの向上や、都市計画などの手続の円滑化など、さまざまな課題を総合的に検討するため、環境生活部長をリーダーとし、関係部長等をメンバーとするプロジェクトチームを4月に設置いたしましたところであります。

現在、北広島市や株式会社北海道ボールパークでは、構想の具体化に向けた検討が進められているところであり、道といたしましても、北広島市や球団サイドなどとの連携を密にし、交通ア

クセスの向上に資する道路整備の検討や、鉄道輸送力の強化に向けたJ R北海道への働きかけなど、必要な支援、協力に取り組んでまいりたいと考えています。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上であります。

○議長大谷亨君 総合政策部交通企画監黒田敏之君。

○総合政策部交通企画監黒田敏之君（登壇）日本ハムファイターズのボールパーク構想に関し、鉄道交通アクセスをめぐる課題についてでございますが、北広島市からは、本年2月に、道に対し、J R北海道の鉄道輸送力の強化の取り組みに対する協力要請があり、道では、これまで、北広島市やJ R北海道などが参加する実務者会議などにおいて、鉄道アクセスに関して意見交換を行うなど、関係者間の情報の共有を図っているところでございます。

道といたしましては、今後明らかにされる、ボールパーク構想の全体計画に基づき、鉄道に係る交通アクセスの課題などについて、関係機関とともに検討を行っていく考えであり、引き続き、ボールパーク構想の実現に向け、J R北海道に対して必要な働きかけを行うなど、関係者と連携しながら取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 建設部長岡田恭一君。

○建設部長岡田恭一君（登壇）ボールパーク構想に関し、アクセス道路の整備などについてでございますが、ボールパークの建設候補地においては、来場者の多くが自動車を利用すると見込まれておりますことから、交通量の増加に伴う渋滞や交通事故の発生など、道路交通への影響が想定されるところであります。

道では、本年5月1日に開催されました、道、北広島市、株式会社北海道ボールパークによる3者協議以降、アクセス道路の新設や拡幅など、交通アクセスの向上に向けた具体的な調整を進めているところであります。

今後、市との協議を進める中で、周辺道路の円滑な交通を確保するため、国などの関係機関と連携を図りながら、引き続き、必要な支援について検討してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長大谷亨君 環境生活部長渡辺明彦君。

○環境生活部長渡辺明彦君（登壇）ボールパーク構想に関し、国の支援制度などについてでございますが、地域未来投資促進法による支援措置といたしましては、基本計画に掲げる事業を行う企業に対する税の減免措置などがあり、道では、こうした制度を活用できるよう、現行の北広島市の基本計画にボールパーク構想の内容を追加するなど、市と連携して対応してまいりたいと考えています。

また、道路や公園施設などの整備に関しましても、社会資本総合整備計画に位置づけた上で、国の交付金の活用が可能となっているところであります。

道といたしましては、今後、市が進めるボールパーク構想に係る各種事業につきまして、国の

補助制度の活用や税制上の優遇措置などが講じられますよう、情報提供や助言を行ってまいりる考えであります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 経済部長倉本博史君。

○経済部長倉本博史君（登壇）外国人技能実習制度に関し、初めに、実習生の受け入れ状況についてであります。道が監理団体等を対象に実施した調査によりますと、平成29年の、本道における技能実習生の受け入れ人数は、過去最多の8502人となっており、業種別では、本道の主要産業である食料品製造業や農業での受け入れが約9割を占め、国籍別では、ベトナムからの受け入れ数が大幅に増加し、最多となっています。

また、監理団体からは、技能実習生の失踪、中途帰国の防止や、日本語能力レベルの低下を課題とする声がある一方で、地域との交流会、日本語習得のサポートを企画するなど、地域社会との共生に向けた取り組みを行う企業や団体もあるところであります。

道といたしましては、外国人技能実習法に基づき、制度の適正な運用が図られ、実習生が、技能の習得に向け、安心して実習できる環境が整備されることが重要と考えております。

次に、地域協議会についてであります。昨年11月に施行された外国人技能実習法に基づき、国や道、外国人技能実習機構及び関係団体で構成する地域協議会を設置し、関係情報の共有などにより、相互の連携を図ることとされたところであります。

地域協議会につきましては、事務局である北海道労働局において、関係者の参集状況を勘案し、7月6日に開催することとしております。

道といたしましては、振興局や監理団体等からの情報収集に努め、地域の実情を踏まえた技能実習や実習生の保護に関する取り組みが適切に行われるよう、地域協議会の場を活用し、関係機関との連携を図ってまいります。

次に、法令違反事案についてであります。技能実習等の在留資格で入国したベトナム人が倶知安町に不法滞在し、逮捕された事案につきましては、報道により承知をしており、現在、捜査機関において対応しているものと認識をしております。

また、北海道労働局によりますと、平成28年において、道内の技能実習生に対する労働基準関係法令違反が認められた実習実施機関は91事業所となっており、失踪者数につきましては、法務省入国管理局が把握しておりますが、公表はされていないところであります。

国では、外国人技能実習法に基づき、管理監督体制の強化と実習生の保護等を図っているところであり、道といたしましては、関係機関と連携し、制度の適正な運用が図られるよう、労働関係法令の周知、啓発に努めてまいります。

次に、外国人留学生のアルバイトについてであります。外国人留学生は、入国管理局の許可を得て、週に28時間を限度としてアルバイトをすることができ、また、留学生など外国人を雇用する場合には、事業主が公共職業安定所に届け出ることとなっており、北海道労働局によりますと、平成29年10月末現在、本道において就労している留学生は2948人となっております。

留学生の資格外活動については、本来の在留資格である学業に支障のない範囲内で許可されており、関係法令に基づき、適正な雇用管理や在留管理が行われることが重要であると考えており、道といたしましては、留学生を含めた外国人の雇用に関する法令の遵守に向けて、国の関係機関とも連携し、周知、啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 経済部観光振興監本間研一君。

○経済部観光振興監本間研一君（登壇）初めに、国際観光旅客税についてでございますが、我が国への訪日外国人旅行者が増大する中で、国は、観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充強化を図るため、国際観光旅客税を創設したものと承知しており、平成32年に訪日外国人旅行者を4000万人とする目標などの達成に向けて、さまざまな施策を展開する上で、重要な財源であるものと認識しております。

この税収につきましては、ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備を初め、地域固有の文化や自然等を活用した観光資源の整備などに充てることとされておりますが、具体的な用途につきましては、毎年度の予算編成で精査されることとなっておりますことから、観光基盤づくりの一翼を担う地方の取り組みにも充てられるよう、検討していただく必要があるものと考えております。

次に、今後の対応についてでございますが、平成30年度の税制改正に際しましては、質の高い観光立国を実現するため、新たな税財源の確保の仕組みを創設し、税収の一定割合を地方に配分するなど、地方自治体の新たな取り組みなどに適切に対応していただくよう、全国知事会などと連携し、国に要請を行ったところでございます。

道では、海外への戦略的なプロモーションや市町村などとの連携による、地域の資源、特徴を生かした長期滞在型の観光地づくりなど、全道を挙げて国際観光の振興に努めていることを踏まえ、国際観光旅客税を活用した、地域にとって創意工夫を生かせる支援制度の創設などにつきまして、さまざまな機会を通じ、国に働きかけていく考えでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 教育長佐藤嘉大君。

○教育長佐藤嘉大君（登壇）小岩議員の御質問にお答えをいたします。

ボールパーク構想に関し、高校移転に関する報道などについてであります。日本ハムファイターズの新球場の建設候補地に隣接する高校につきましては、移転の予定はなく、道教委に対し、ボールパーク構想を進めている北広島市や株式会社北海道ボールパークからの要望もないことから、現時点においては、特に検討などは行っておりません。

道教委といたしましては、今後、ボールパークに係る大規模な建設工事も予定されますことから、隣接する道立の高校及び特別支援学校に通う児童生徒の通学路の安全確保など、教育環境の維持につきまして、工事が始まる前に地元・北広島市と十分協議しながら、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 小岩均君。

○7番小岩均君（登壇・拍手）（発言する者あり）それでは、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、日本ハムファイターズのボールパーク構想についてであります。

手を挙げた以上、その実現に向けてしっかり取り組んでいかなきゃならないということになりますけれども、北海道を含めて、全国的にも、一つのプロ野球球団の球場を一からつくとすれば相当大変な仕事になるということで、市役所の職員も、連日、遅くまで残業をしながら取り組んでいることを含めて、お話をしたいと思っております。

このボールパーク構想については、年内、早ければ秋ごろにも、候補地の正式決定とともに、ボールパークの全容が明らかになる予定であります。

全体像が見えないと、なかなか明確にお答えをいただけないのだろうと思っておりますけれども、新球場の整備、開設までには、先ほどお答えいただいた課題のほかにも、事件、事故、防犯などに関する警察署や派出所の強化、あるいは、災害、事故、救急などの消防体制、そして、一部で言われております野幌原始林の自然環境の保護などの懸念材料もございまして、これらの新たな行政需要に対して、北広島市が全力を挙げることはもちろんでありますけれども、道においても、引き続き、プロジェクトチームを中心に、道教委、道警察などともに対応されるよう指摘させていただきます。

次に、外国人技能実習制度について、知事の御見解を含めて、ぜひ明らかにしていただきたいということで、御質問をさせていただきます。

実習生の実態と制度が抱える問題点については、昨年11月の制度変更によっても、基本的なところはなかなか変わっておりません。

そこに、先週、私どもの会派の同僚議員からも質問がありましたように、政府の骨太方針によりまして、外国人労働者の受け入れを拡大するという方針、動きがつくられようとしております。

先ほどの質問には担当の部長から答弁がありましたけれども、再質問を通じて、外国人技能実習生について、知事のお考えをお聞きしてまいります。

一つ目ですが、答弁にありましたように、昨年の道内の実習生受け入れ人数は8502人で、道の調査による5年前の受け入れ人数の5142人から3360人ふえ、1.6倍以上になっています。

受け入れている企業、業界では、さらなる増員や、今指定されている業種を拡大してほしいという希望も多く、また、この4月からは、介護施設でも受け入れが可能になりました。

人手不足を補いたい産業界、経済界と、日本での技能実習を望むアジア諸国の外国人といった、需要と供給がある以上、全国あるいは北海道でも実習生がふえていくのは当然のことだと思います。

そこで、知事にお伺いをするのですが、実習制度に基づく本道の実習生がふえていることにつ

いて、そして、今後もふえ続けるであろうということについて、どのように考えているのか、まず、2点について御見解をお伺いします。

その上で、先ほど、7月に設置されると言われた地域協議会について、その概略が担当の経済部長から答弁がありましたけれども、では、道はどのようにこの地域協議会にかかわるのか、お伺いをしたいと思います。

単に、年に1回、関係者が顔合わせをする程度のものなのか、それとも、制度や実習生のあり方、課題を検討する協議会なのか。

これは、始まってみないとわからないと言われれば、そうかもしれませんけれども、少なくとも、そこに参加する道としての認識、あるいは、道が、こういう形で協議会が進んでほしいと考える望ましい姿があるのだらうと思いますので、そのあり方を示していただきたい。

加えて、道が毎年行っている受け入れ状況調査については、道が行うというよりも、本来、国が行っている制度でありますし、実習機構が、ほとんどの実習生の受け入れ業務や監理団体との協議を行っているわけでありますから、その出先機関である札幌事務所が主体となって、道内の実態をまとめるべきではないかと私は考えますが、知事の御見解をお伺いいたします。

そして、去年の技能実習生の総数についてでありますけれども、国の発表によりますと、全国で26万人いるそうであります。うち、失踪者数は、法務省の発表で7089人という数字になっております。

また、制度や実習生に関する受け入れ機関の不正行為は213機関においてあり、文書の偽造から始まって、賃金の不払いなど、229件が報告をされております。

また、実習生の労働災害発生率も、日本人に比べて飛び抜けて高いということです。

道外では、既に報道されておりますけれども、鳥取県に入ってきた実習生が、知らない間に福島原発での除染作業に使われていたり、先々週に報道がありましたように、大手の自動車会社で、研修とは違う目的外労働をさせていたということもあります。

そして、事件のあった倶知安町では、ニセコの高級リゾートホテルへ派遣されていたということでもあります。

どの案件でも、直接の実習先の企業あるいは事業者は、制度をよく知らなかった、あるいは、自分たちが勘違いしていた、こういう責任逃れの答えをしているようであります。

先ほどの答弁にありましたが、道内の労働法令違反も91件と、調べた106事業所の中で実に85.8%という高い違反率が相変わらず続いております。

しかも、道内の失踪者数は公表をされておらず、問い合わせても教えてもらえません。これは治安の問題も含まれますけれども、失踪した実習生の実態がわからない以上、人権の問題にもつながっていきます。

こうしたことに対して、担当の経済部長の答弁では、制度の適正な運用が図られることという言葉を繰り返し述べておりますけれども、これでは説得力がありませんし、道としての姿勢も全く見えてこないと思います。

知事におかれましては、こうした実態に目を背けることなく、失踪事件についても、先ほどの部長答弁ではありませんけれども、全く他人ごとのように扱うのではなく——問題が多い国の実習制度ではありますが、一方で、北海道の人口減少対策あるいは産業の担い手確保、地域経済の育成といった役割も結果的に果たしているわけであります。

ましてや、アジア諸国から来て、3年、5年、もしかすると10年と長く滞在する方々の帰国後の国際交流など、多面的な要素も含んでいる技能実習制度だと私は感じております。

そこで、道としては、こうした問題を解決する一方で、政策として取り組む時期がもう来ているのではないかと。いずれ1万人を超えることも目に見えている中で、知事としてどのように考えているのか、改めて知事のお言葉でお答えをいただきますよう、お願いします。

再々質問を留保して、終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事。

○知事高橋はるみ君（登壇）小岩議員の再質問にお答えをいたします。

最初に、外国人技能実習生の増加についてであります。本道では、昨年度、過去最多となる実習生を受け入れており、道内の各地域で、農業や食料品製造業など、本道が主要産業とする現場において、その多くが実習についているところであります。

また、昨年11月には、制度の趣旨をより徹底するため、外国人技能実習法が施行されたところであり、本道における技能実習生の受け入れ人数が増加傾向にある中で、道内で実習を希望する外国人技能実習生が安心して技能を習得できる環境の整備に向け、道といたしましては、この新法に基づき、制度の適正な運用が図られるよう、関係機関と連携をしております。

次に、地域協議会への道の関与についてであります。地域協議会は、国や道、外国人技能実習機構及び関係団体が構成員となり、地域レベルで情報共有を図ることを目的とするものであり、道といたしましては、協議会を通じて、制度の現状や課題などについて協議するとともに、関係機関との連携を図ってまいりたいと考えております。

また、受け入れ状況調査については、道として、本道における外国人技能実習生の受け入れ状況を把握するため、調査を実施してきているところであり、今後とも、他の関係機関が公表する統計情報等も踏まえつつ、地域の実情を踏まえた技能実習が適切に行われるよう、地域協議会の場も活用しながら取り組んでまいります。

最後に、外国人技能実習制度についてであります。この制度は、技能実習生の人材育成を通じて、開発途上地域等への技術や技能の移転による国際協力の推進を目的とするものであります。

道といたしましては、今後とも、外国人技能実習法に基づき、制度の適正な運用が図られるよう、引き続き、関係機関と連携をし、全道各地で日々実習に励んでおられる実習生の方々が、本道での生活になじみ、安心して技能の習得ができるよう取り組んでまいります。

以上であります。

○議長大谷亨君 小岩均君。

○7番小岩均君（登壇・拍手）（発言する者あり）せっかくボールパークの質問をさせていただいて、3度もここに立とうとは思っていませんでしたけれども、最後に、今、知事から答弁がありました外国人技能実習生についてです。

私のほうから、これだけふえ続けている技能実習生に関して、本道にやってくることについての課題は述べたつもりであります。

それに対して、知事としては、こういう方々がふえていくことをよしとするのか、あるいは、どの程度にとどめるべきと考えているのか、そんなことを含めてお聞きしたかったわけでありませうけれども、残念ながら、知事の答弁は、受け入れ人数が増加傾向にある中、道としては、この新法に基づき、制度の適正な運用を図るというお答えでありました。

それで、先週、外国人材の活用拡大に関する質問に対する答弁で、知事は、前後は省きますが、「本道において、より多くの外国人材に活躍してもらえるよう取り組んでまいります。」というお答えをしています。私は、これには技能実習生も含まれるのだろうと思って聞いておりました。

そこで、先ほど言いましたように、ふえ続ける実習生に対して、さまざまな課題はあるけれども、その課題も含めて、道としてまとめたグローバル戦略、あるいは多文化共生という総合政策部が前面に押し立てている概念、計画のもとで、アジアからの実習生についてどのように考えているのか、改めて知事の答弁を求めたいと思います。

ありがとうございました。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事。

○知事高橋はるみ君（登壇）小岩議員の再々質問にお答えをいたします。

外国人技能実習制度についてであります。本道における技能実習生の受け入れ人数は増加傾向にあるところであり、道といたしましては、適正な実習を実施することにより、本道に強みのある分野で蓄積された技術や知識を習得していただくほか、実習生の方々に本道に愛着を持っていただくことで、将来的な交流の活発化につながっていくものと考えております。

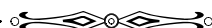
道といたしましては、関係機関と連携をし、実習生の方々が安心して技能の習得ができるよう取り組んでまいります。

以上であります。

○議長大谷亨君 小岩均君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時31分休憩



午後2時51分開議

○副議長勝部賢志君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

加藤貴弘君。

○11番加藤貴弘君（登壇・拍手）（発言する者あり）通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

まず初めに、児童相談体制についてであります。

東京都目黒区で、当時5歳の児童が虐待の末に死亡した事件を受け、政府は、児童虐待防止対策の関係閣僚会議を開催し、1カ月以内をめどに再発防止策をまとめることを表明されました。

この中には、児童相談所の職員体制の強化などが盛り込まれる方針であるほか、警察と児童相談所の情報共有の実態についても、調査が開始されると聞いております。

児童虐待に対応する児童相談所の人員不足は従前からの課題で、国は、2016年の児童福祉法改正で、児童相談所で児童虐待の相談や調査に当たる児童福祉などの専門職を4年間で計1120人程度増員させる児童相談所強化プランを決定いたしました。平成27年度に2930人だった児童福祉司を平成31年度までに3480人にし、児童心理司は450人、保健師は210人をそれぞれ増員し、増加を続ける児童虐待に対応することとされました。

また、人口4万人から7万人に1人と定めている児童福祉司の配置基準を4万人に1人へ引き上げた上で、この基準に満たしていなかったり、1人当たりの平均相談対応件数を上回る児童相談所には上乘せされることとなりましたが、未達成の児童相談所もあると伺っております。

道内の児童相談所における児童福祉司の対応状況について伺います。

道は、昨年4月に、児童相談体制の機能強化に関し、北海道社会福祉審議会から、今後の児童相談体制のあり方について提言を受けましたが、今後取り組むべき内容として、市町村と道の役割分担、在宅支援に係る体制を強化するための市町村の体制強化、関係機関による連携ネットワークづくりが掲げられております。

先日の東京の事件を受け、安倍首相は、子どもの命を守るのは大人の役割、政治の責任において抜本的な対策を講ずると述べられており、先日、閣議決定をされた骨太の方針でも、「市町村、児童相談所の職員体制及び専門性の強化、適切な情報共有など地方自治体間等、関係機関との連携体制の強化や適切な一時保護の実施などによる児童虐待防止対策、家庭養育優先原則に基づく特別養子縁組、里親養育支援体制の整備、児童養護施設等の小規模・地域分散化、職員配置基準の強化を含む高機能化及び家庭養育支援への機能転換などの社会的養育を迅速かつ強力に推進する」ことが掲げられました。

そこで、審議会からの提言に対する取り組みの現況を伺うとともに、骨太の方針で示された今後の方向について、どのように対応していく考えなのか、伺います。

次に、発達障がいについて伺います。

発達障がいがある方が地域で暮らすためには、乳幼児期から学齢期、学校卒業後の就労、地域生活といったライフサイクル全体を通じ、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関が連携し、切れ目なく支援を行うとともに、それらが一貫してつながった支援となるためには、保護者とともに、必要な情報を共有化していかなければなりません。

そのためには、子どもの障がいや発達に関する総合的な評価、各種相談、支援内容とそれによ

る効果、子ども、保護者のニーズなどを記録する、相談支援のための手帳やファイルを作成し、障がいのある子どもの保護者が活用できるようにすることが必要と考えます。

道は、ファイルの有用性や活用方法について、市町村を初め、教育委員会、療育機関などに周知するとともに、必要に応じて、発達障害者支援センターが導入に関しての助言を行うなど、市町村において、保護者や関係者の共通理解のもと、平成26年度に33市町村で導入されていたファイルの利用が促進されるよう、取り組みを進めてきたと承知しておりますが、近年の道内における市町村の取り組みに進展は見られるのか、また、その状況を道としてどのように評価分析しているのか、見解を伺います。

発達障がいのある子どもへの支援については、何よりも、教育との連携が非常に重要であると考えます。その連携として、市町村が作成するファイルを、保育園はもとより、幼稚園で利用することや、特別支援学校などで作成される個別の教育支援計画と支援ファイルを共有し、一貫した支援を進めることが重要であります。

これまで、道は、教育との連携に関し、21の障がい保健福祉圏域に配置している地域づくりコーディネーターと、14の教育局に配置されている特別支援教育スーパーバイザーが協力し、市町村の保健・福祉担当部署と教育委員会による合同会議の開催の働きかけや、市町村における協議に参画するなどして、福祉と教育が連携するとしてきておりますが、依然として、その取り組み状況について地域格差が生じていると思います。

今後、道内における、発達障がいのある子どもへの支援体制の整備促進に向けて、地域での関係機関の連携をより一層進めるために、どのように取り組むべきと考えているのか、お伺いいたします。

次に、障がい者スポーツについて伺います。

本年3月の平昌冬季パラリンピックでは、みずからの障がいと向き合いながら、無限の可能性に挑戦する選手の姿が、連日、メディアに映し出されたことにより、障がい者スポーツに対する関心や理解をさらに高めてくれたものと考えており、2年後の2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、障がい者スポーツに対する関心や理解がさらに高まることが期待されているところであります。

このような追い風が吹く中ではありますが、現実には、障がい者スポーツの大会では、集客に非常に苦勞しているのが現状であり、障がい者への理解の向上、障がい者スポーツの普及促進を着実に進めていくためには、多くの方に障がい者スポーツを実際に見ていただく機会をふやしていくことが重要と考えます。

また、選手側にとっても、多くの観客の前でプレーすることが技術やモチベーションの向上にもつながり、競技全体のレベルを底上げし、障がい者スポーツの発展にもつながるものと思いません。

道では、平成27年度から、はまなす車いすマラソンと北海道マラソンの合同開催を支援することにより、多くの観客の中でパラスポーツが行われる機会の提供を進めておりますが、まだまだ

数は少ないと思います。

このような取り組みをさらに広げ、例えば、既存の集客力の大きいイベントに合わせて、障がい者スポーツをPRする場を設けて、人が集まりやすい場所で大会を開催するなど、より多くの観客に障がい者スポーツを見ていただく仕掛けづくりを行っていくことが有効と考えますが、道として、障がい者スポーツの普及促進や、競技をより多くの方に見ていただく機会の創出について、どのように考えているのか、見解を伺います。

次に、学校における働き方改革と部活動指導員について伺ってまいります。

部活動指導員の活用状況についてであります。文部科学省が平成29年4月に公表した教員勤務実態調査結果において、教員の長時間勤務が深刻な状況であることが明らかになったことを受け、学校における働き方改革も、全国的に大きな課題となっております。

この働き方改革は、教員が心身の健康を損なうことのないよう、業務に集中することにより、教育の質を高めていこうという目的があるものと承知しております。

こうした中、文部科学省が昨年12月に発表した、学校における働き方改革に関する緊急対策では、「業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策」の一つとして、部活動に関し、「顧問については、（中略）部活動指導員や外部人材を積極的に参画させるよう促す。」という内容が示されたところであります。

そもそも、部活動は、その設置、運営が法令上の義務ではないものの、ほとんどの中学校や高校で設置され、多くの教員が顧問を担わざるを得ない状況となっており、部活動への従事が、教員の勤務が長時間に至る原因の一つになっているものと承知しております。

こうした状況にある中、学校外の人材を活用することができる部活動指導員は、法令などの規定で、学校におけるスポーツ、文化などに関する教育活動の技術的な指導に従事する職員として、校長の監督を受け、部活動の実技指導や大会などの引率を行うことができるほか、校長が部活動の顧問に命ずることもできるとされており、こうした人材を有効に活用することで、教員の負担が一定程度軽減されることや、部活動を行う子どもたちが専門的な技術指導を受けられるという効果が期待されるところであります。

文部科学省の緊急対策で示された、部活動指導員の参画を促す取り組みに関し、本道における活用がどのような状況になっているのか、教育長に伺います。

本年3月に、スポーツ庁が、運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定されました。

このガイドラインで示された「合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組」の中に、「適切な指導の実施」という項目があり、そこには、「運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、（中略）競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。」という

記述があります。

このことに関しては、部活動を担当する教員自身が、長年、その競技に携わってきていたり、コーチや指導者として専門的な研修などを受けている場合であれば、適切に対応することが可能であると思いますが、相応の知識や経験がないにもかかわらず、顧問を担当せざるを得ないような場合は、教員自身の負担にも増して、児童生徒の安全や発達にも影響しかねないリスクを持つものと考えます。

こうした状況を踏まえると、競技に関する専門的な知見や指導経験を有する外部人材を活用することは、教員、児童生徒の双方にとって、さまざまな面で大きなメリットがあるものと考えるところでもあります。

国の平成30年度予算では、学校における働き方改革のための環境整備として、中学校における部活動指導員の配置にかかわり、全国で4500人分が新規に予算措置されたと承知しておりますが、道教委として、部活動指導員の配置の充実に向け、こうした国の制度の活用も含め、どのように取り組んでいこうとしているのか、見解を伺います。

現在、学校における働き方改革や部活動指導の充実に向け、全国各地でさまざまな取り組みが進められており、例えば、静岡県内では、市や県が地域資源などを活用した独自の取り組みを行っております。

このうち、静岡市では、静岡市部活動応援隊の取り組みとして、部活動応援宣言をしていただける企業や事業所を募集し、応募した企業などでは、例えば、人材で応援する場合、競技経験を有する社員などを部活動指導者や研修講師として学校に派遣するといった支援を行っており、また、企業などの強みを生かした応援をする場合、大会の開催支援や広報活動への支援、スポーツ用品や飲料品、医薬品の提供などの支援を行っております。

静岡県では、大学生などによる部活動支援ボランティア事業として、県の教育委員会と連携する14の大学に在籍する学生が、所定の手続きを経て、部活動支援ボランティアに登録された後、県内の中学校、高校、特別支援学校に派遣され、部活動指導の補助を行う取り組みを実施しております。

これらの取り組みに共通することは、これまで学校の教育活動とのかかわりが必ずしも多くなかった地域資源や地域人材について、教育委員会が、企業や大学との連携を通じて有効に活用することで、それぞれにメリットが生まれることであり、例えば、学校にとっては、教員の負担軽減や、児童生徒が専門的に指導を受ける機会につながることを期待でき、また、企業にとっては、社会貢献活動を行う企業として自社のPRにつなげることができ、大学にとっては、地域貢献を目指す学生や、将来、地域スポーツの指導者や教員を目指す学生の意欲の向上につなげることができるなど、関係者それぞれにプラスの価値が生じる、互恵的な取り組みであると言えます。

文部科学省の緊急対策に掲げられた、「顧問については、（中略）部活動指導員や外部人材を積極的に参画させるよう促す。」という内容に関して、本道においても、今後、推進を図ってい

くことになると思いますが、その際は、こうした地域資源や地域人材の活用が大変有効であると考えます。

このような、ほかの地域における創意工夫あふれるさまざまな取り組みは、学校における働き方改革を進める上で大変参考になるものと考えますが、こうした他県の先進事例をも踏まえつつ、道教委として、地域資源や地域人材の活用も含め、今後、どのような方法で教員の負担軽減や部活動指導の充実を図っていくのか、見解を伺います。

最後に、オリンピック・パラリンピック教育について伺います。

ことしの2月に開催された平昌冬季オリンピック・パラリンピック大会では、本道出身の選手も多く参加し、活躍され、道民の関心や感動は大きいものであったと思います。この感動的な大会が、2020年の夏季大会として、東京都を中心に開催されるということで、国民の関心は高まっており、子どもたちにとっても、貴重な機会となるとともに、かけがえのない財産となることが期待されます。

北海道においても、サッカー競技の予選が行われる予定で、ホストタウンとして、外国チームの事前合宿地として準備を進めている自治体もあり、これを機会にオリンピック・パラリンピック教育の充実を図ることが重要であると考えます。

昨年度、国のオリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業について、道内で初めて認証を受けた苫小牧中央高校では、教科の保健体育のみならず、国語科での、数カ国語のオリジナル辞書の作成や、理科での、オリンピックと環境問題を関連させた授業に加え、パラリンピアンによる講演会を実施するなど、教育活動全体に、オリンピック、パラリンピックの要素を取り入れながら行っております。

また、札幌市では、既に、オリンピック・パラリンピック教育の取り組みが進められ、オリンピアンによる講演会や実技指導、札幌オリンピックミュージアムを活用した学習モデルの作成などを行っております。

実際に、札幌市内の小学校に通う3年生が家庭でオリンピックについて話題にするなど、子どもたちが、オリンピック、パラリンピックに関心を持つきっかけとなっておりますが、全道的に見ると、オリンピック・パラリンピック教育は余り浸透していないと感じております。

今回、道教委では、国のオリンピック・パラリンピック教育を推進していくとのことでありますが、2年後の大会までの期間で、オリンピック、パラリンピックへの子どもたちの関心を高めるため、どのように取り組んでいくのか、教育長にお伺いし、私の質問を終わります。（拍手）

（発言する者あり）

○副議長勝部賢志君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）加藤貴弘議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、児童相談体制に関し、家庭への養育支援等についてであります。道では、子どもたちが健やかに成長するためには、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が重要と認識をするものであり、社会福祉審議会からの提言も踏まえつつ、児童相談所の機能強化を図るととも

に、子育て世代包括支援センターの設置促進に向け、市町村への働きかけを行うなど、地域における支援体制の整備に取り組んできているところであります。

こうした中、今般の骨太の方針においては、家庭で養育することが難しいお子さんは、里親や施設の活用も含め、より家庭に近い環境での養育を優先する社会的養育の推進が盛り込まれたところであります。

道といたしましては、引き続き、御家庭への支援の一層の充実に取り組むとともに、さまざまな事情を抱える子どものニーズに即した養育環境の充実に向け、関係者の御意見も十分お伺いしながら、本道における社会的養育のあり方を検討してまいりる考えであります。

次に、発達障がいのある子どもへの支援についてであります。発達障がいのある子どもに対しては、保健、医療、福祉、教育、労働などの地域の関係機関が連携をし、乳幼児期から学齢期、就労期へと一貫した支援を行うことが大変重要と考えるところであります。

道では、これまで、福祉と教育とが連携した合同研修会を開催し、先進的事例の紹介などにより、地域の取り組みを進めるとともに、中核的な役割を担う市町村子ども発達支援センターに対し、新たに、専門職員による、療育技術や相談技術の向上に向けた研修を行い、地域における関係機関の緊密な連携体制づくりを進めるための専門的機能を強化するなどして、ライフステージに沿った切れ目のない支援体制が全道の市町村において構築されるよう取り組んでまいります。

最後に、障がい者スポーツの普及促進についてであります。本年3月の平昌パラリンピックでの道産子選手が躍動する姿は、勇気と感動を与えてくれたところであり、障がい者スポーツへの関心と理解を深めるためには、多くの方々に実際に競技を見ていただくことが重要であると認識いたします。

このため、道では、これまで、パラスポーツの体験イベントを道内の4都市の大型商業施設で開催したほか、本年2月には、初めての試みとして、北海道障がい者冬季スポーツ大会の開催に当たり、障がいのない方のスキー大会との合同開催を提案し、運営をサポートするなどの取り組みを行ってきたところであります。

道といたしましては、今後も、パラスポーツ体験型の運動会など、障がい者スポーツの普及に向けた事業を実施するとともに、より多くの方々に障がい者スポーツを見ていただける機会の創出についても検討してまいりる考えであります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上であります。

○副議長勝部賢志君 保健福祉部少子高齢化対策監粟井是臣君。

○保健福祉部少子高齢化対策監粟井是臣君（登壇）児童福祉司の配置に関し、児童相談所の体制整備についてでございますが、道におきましては、これまで、増加する児童虐待や養護相談などに対応するため、子どもや家族からの相談に応じ、必要な支援を行う児童福祉司等の増員を図るとともに、虐待を専門に担当する児童福祉司を配置するなど、児童相談所の体制の強化に取り組んできたところでございます。

こうした中、国は、平成28年に、児童福祉法及び児童福祉司の配置基準を改正し、平成31年4月までに段階的に増員することとし、道では、この改正に基づき、平成29年度以降、9名の児童福祉司を増員してきたところでございます。

道といたしましては、今後とも、人員配置はもとより、必要な機能の充実を図りながら、児童虐待の発生予防や迅速な対応に取り組んでまいりる考えでございます。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 保健福祉部長佐藤敏君。

○保健福祉部長佐藤敏君（登壇）発達障がいへの支援についてでございますが、発達障がいのある子どもへの支援を進めるに当たりましては、地域の関係機関が、成長段階における療育や指導の内容等を共有する支援ファイルが有効なツールであると認識いたしております。

このため、道では、支援ファイルの利用促進に向け、振興局ごとに、福祉と教育の合同研修会を開催するなど、その活用方法の周知などに努めてきており、支援ファイルを導入している市町村数は、平成26年度が33団体であったのに対し、29年度は72団体と増加傾向にあります。

支援ファイルにつきましては、その効果に対する市町村の理解が深まってきておりますが、導入は半数に満たない状況にありまして、今後、さらにその普及に努め、より多くの市町村に活用していただくとともに、地域における関係機関の連携を一層深めていくことが必要と考えております。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 教育長佐藤嘉大君。

○教育長佐藤嘉大君（登壇）加藤貴弘議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、学校における働き方改革に関し、まず、部活動指導員の活用状況についてであります。学校における部活動の指導体制の充実を図るため、平成29年3月に学校教育法施行規則が改正され、部活動に係る技術的な指導に従事する職として、部活動指導員が位置づけられるとともに、その職務等が明記されたところであります。

道教委では、国の規則改正を受け、昨年度から準備を進め、本年度、道立学校については、部活動指導員の配置を希望する115校の187部活動に190人を配置するとともに、中学校につきましては、配置を希望する6市町村の教育委員会に対し、13校の21部活動で21人の配置に係る財政支援を行っております。

配置された指導員は、各学校の活動計画に基づき、校長の監督を受け、実技指導を行うほか、大会等の引率業務などを行うこととしております。

次に、部活動指導員の配置に向けた取り組みについてであります。道教委では、部活動指導員の具体の配置に当たっては、教員の負担軽減につながるよう、各学校における指導員の活用方法や、配置によって見込まれる効果等を考慮し、国の補助制度等を活用しながら、配置校を決定しているところであります。

また、指導員の任用に当たりましては、その要件として、指導するスポーツや文化活動等に係

る専門的な知識、技能のほか、学校教育に関する十分な理解や生徒への指導の実績を有する必要があると考え、適任者を指導員に任用しているところであります。

今後は、指導員の指導力等の向上を図るため、生徒の発達段階に応じた科学的指導方法等についての研修を実施するとともに、道内外の指導員の効果的な活用事例を収集し、各種会議や指導主事の学校訪問など、さまざまな機会を通じて、市町村教育委員会、各学校に指導助言するなどして、部活動指導員の充実に取り組んでまいります。

次に、部活動指導における地域人材等の活用についてであります。道内の中学校や高等学校等で部活動を担当する教員からは、学校の事情により、指導経験のない部活動の顧問となっており、負担増につながっている、専門外であるため、専門的な指導者による指導を期待するなどの意見もあり、道教委では、専門的な知識、技能を有する部活動指導員を配置し、指導体制の充実に努めているところでございますが、一方で、指導員の確保が困難な学校や市町村教育委員会も見られるところであります。

こうしたことから、道教委といたしましては、今後において、企業等と連携した部活動での地域人材の活用に関する他県の先進的な取り組み事例を収集するとともに、知事部局と連携をし、大学や体育協会等の関係団体の協力も得ながら、効果的な連携、人材確保のあり方について検討を行うなど、地域人材等を活用して、生徒の視点に立ち、教員の負担軽減にもつながる部活動の指導体制の充実に取り組んでまいります。

最後に、オリンピック・パラリンピック教育についてであります。道内の各学校では、学習指導要領に基づき、体育の授業等において、オリンピック、パラリンピックに関する学習に取り組んでいるところでありますが、道教委としては、東京オリンピック・パラリンピックを契機に、本道の子どもたちが、これまで以上に、スポーツの価値や異文化共生社会等について理解を深め、スポーツへの関心を高めることができるようにすることが重要であると考えているところであります。

このため、本年度、国の事業を活用して、オリンピック・パラリンピック教育に重点的に取り組む学校を指定し、スポーツの価値、外国の文化、伝統等の学習の充実などに取り組むとともに、指定校の取り組みや全国のすぐれた実践事例を各学校に紹介したり、子どもを対象とした資料を作成、配付するなどして、2019年には、道内の全ての学校で、体育の授業はもとより、さまざまな機会に、地域やスポーツ団体、オリンピック、パラリンピアン、パラリンピアン等の協力を得ながら、オリンピック、パラリンピックに関する学習や体験活動が工夫して行われるよう支援をすることとし、2020年の開催年には、本道の子どもたちが、スポーツへのかかわり方や楽しみ方をみずから考え、オリンピック、パラリンピックに積極的にかかわることができるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 加藤貴弘君の質問は終了いたしました。

吉井透君。

○74番吉井透君（登壇・拍手）（発言する者あり）通告に従いまして、以下、知事及び教育長に伺います。

初めに、知事の政治姿勢に関し、ロシアとの交流についてであります。

知事は、5月に、ロシア最大の経済会議であるサンクトペテルブルク国際経済フォーラムに出席するとともに、サンクトペテルブルク市長及びモスクワ州知事と会談し、本道とこれら地域との友好・経済交流を中心とした地域間交流を進めていくことで合意し、道として、欧露部のこれらの地域との交流にも力を入れていくことを示されたところであります。

一方、本年は、本道とロシア・サハリン州との友好・経済協力提携20周年の節目の年でもあります。知事とサハリン州知事は、これまでの会談を通じて、経済、医療、スポーツ、文化といった幅広い分野において、さまざまな交流や記念事業を実施することで意見が一致しているものと承知しております。

そこで伺います。

今後のサハリン及び欧露部を含めたロシアとの交流について、知事はどのような展望をお持ちなのか、伺います。

次に、本道の交通・物流戦略についてであります。

道は、さきに、北海道交通政策総合指針を策定し、交通・物流連携会議を設置されたところあります。

この会議には、学識経験者や交通・物流事業者、経済団体等が参加し、まずは、2020年までの3年間に取り組む五つの重点戦略の推進に向けて、協議を行うものと承知しておりますが、今後、どのような取り組みを展開されようとしているのか、伺います。

また、今後は、単に、会議に参加する事業者等の議論に任せるだけではなく、道が主体的に政策誘導策を提示していくことも重要と考えます。所見を伺います。

次に、J R北海道の問題についてであります。

J R北海道は、さきに「経営再生の見通し」（案）を示され、この中で、J R北海道が単独で維持することが困難な10路線、13線区について、改めて、国、道、地域による支援や対策を求めております。

一方、知事は、さきに、今回のJ R北海道の事業範囲の見直しについて、あくまでも経営に責任を有するのはJ R北海道自身であり、まずは、札幌圏以外の全道の鉄道ネットワークを支える考え方や、グループ企業を含めた経営改善、社員の意識改革などの取り組みを明らかにすべきであるなどと述べられております。これらの取り組みが判然としない中で議論が進められることは、極めて遺憾なことであると考えます。

そこでまず、今般の「経営再生の見通し」（案）について、知事はどのように受けとめているのか、伺います。

また、さきに、J R北海道の社長は、みずからの発言を撤回し、陳謝されておりますが、今般の「経営再生の見通し」について、国は、廃線ありきではない、路線維持に努めるとした道の指

針を尊重したいといった意向を明らかにされております。

いずれにしても、道としては、地域との対話の中で、丁寧に理解を得ながら、6者協議を進めていくべきと考えます。

今後、具体的な支援の枠組みづくりが加速されていくものと考えますが、知事はどのような所見をお持ちなのか、あわせて伺います。

次に、日本海地域の総合的な振興方策についてであります。

道は、本年3月、日本海漁業振興基本方針を改定し、引き続き、今後5年間にわたり重点的な取り組みを行っていくものと承知してはおりますが、日本海の漁業生産の回復への道筋はいまだ不透明であり、漁業者にとっては厳しい経営環境が続いているものと考えます。

まず、これについて、知事はどのような見通しをお持ちなのか、伺います。

2点目に、漁業への支援体制の整備についてであります。

日本海の漁業生産は、近年、大きく落ち込み、本道の海域ごとの沿海地区漁業協同組合員1人当たりの生産額は、日本海を1とすると、オホーツク海は4倍から5倍程度と、海域間の所得格差が拡大しているものと考えます。

一方で、魚種別で見ると、日本海地域が道内で大きな割合を占めているものもあります。留萌管内においては、全道のホタテ稚貝の約3割を生産し、宗谷や網走などに出荷しており、道の食品輸出の主力産品でもあるホタテガイの生産を支えているなど、日本海北部地域は、道産食品の輸出戦略の推進に重要な役割を果たしているものと考えます。

しかしながら、近年、ホタテのへい死が増大するなど、今後、適切な資源管理の実施や栽培技術の導入などに取り組みなければならないものと考えます。

そこで伺います。

これらの地域での漁業の活性化を図るためにも、例えば、留萌水産技術普及所に稚内水産試験場の支所を設置したり、総括・主任普及指導員を配置し、試験研究機関とのより一層の連携強化を図るなど、支援を強化するべきと考えます。所見を伺います。

次に、離島などにおける医療支援についてであります。

今日、地域における医師不足が依然として深刻な状況にある中で、離島を含め、地方における常勤医師の確保は、早期に取り組みなければならないものと考えますが、一方で、これにかわる新たな対策が急務と考えます。

例えば、生活習慣病や加齢に伴う体調不良などでは、必ずしも医師との直接の対面診療を必要としないケースも多いものと考えます。そのため、患者宅に計測装置を、病院にサーバーを設置し、計測データを病院に送信することで、高齢者の方々が居宅において高血圧や糖尿病の管理等を行う、AI、ICTなどを活用した遠隔医療システムの導入は極めて有効な方法と考えます。

まず、知事は、本道の地域医療の実態についてどのような所見をお持ちなのか、また、これらの医療支援についてどのような所見を持ちなのか、伺います。

さらに、この際、まずは、常勤医師の確保が極めて困難と考えられる天売島や焼尻島といった

離島などにおける遠隔医療システムの導入に向けて、札幌医科大学などの医育大学や地域の医療機関などとも連携し、取り組むべきと考えます。あわせて知事の所見を伺います。

次に、木材の輸出についてであります。

人口減少が進み、住宅建築など、既存の木材需要の大幅拡大が見込めない中、海外への木材輸出が、道産木材の需要拡大における一つの選択肢であると考えます。

このような中で、本道から、中国や韓国など東アジアの国々に向けた丸太の輸出は、平成29年度の実績で、函館港が5万8625立方メートル、留萌港が1万1621立方メートルなどとなっておりますが、日本海地域の林業や木材産業の活性化を考えると、今後、単に原材料の輸出にとどまらず、加工製品も含めた輸出拡大戦略に取り組むべきと考えます。今後、どのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、観光振興についてであります。

道は、訪日外国人来道者について、平成32年度に500万人とする目標を掲げ、観光を本道のリーディング産業とするため、取り組まれているものと承知をしております。

知事は、本道の観光振興に向けて、今後、どのような重点的な取り組みを展開されようとしているのか、伺います。

また、国の発表では、外国人宿泊客が道央圏以外で泊まる割合は、2016年の実績で27.3%にすぎないのであり、依然として、多くの外国人宿泊客が、札幌市を中心とする道央圏に滞在している実態があります。今後、道央圏の観光客について、道東や道北など地方への誘客を図る必要があるものと考えます。

例えば、2005年に登録された道東の知床世界自然遺産については、この間、観光客の入り込み数が、ピーク時と比較して年間で40万人以上落ち込んでいるのが現状であります。

このような中で、本年8月には、関西国際空港と釧路空港を結ぶLCCの直行便が就航予定であり、年内には、旭川空港の国際線ターミナルビルが完成予定であります。

今後、道としても、なお一層、道東地域や道北地域の観光振興を図るための戦略を策定すべきと考えます。所見を伺います。

次に、主要農作物の種子の安定供給についてであります。

稲、麦、大豆の種子生産を都道府県に義務づけていた主要農作物種子法、いわゆる種子法が本年4月1日で廃止となりました。

道内の生産現場などでは、種子法廃止に伴い、さまざまな不安の声とともに、道が今後とも責任を持って優良な種子生産を行うための担保となる仕組みづくりが求められております。

知事は、今後、主要農作物の種子生産にどのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、仮称・北海道立林業大学校についてであります。

2020年の開校に向け、カリキュラムの作成、講師の選定など、教育内容や体制を初め、今後、早急に検討しなければならない課題があるものと考えます。

そこで、今年度から開校を予定する2020年度までの限られた期間の中で、具体的にどのように

取り組んでいくのか、スケジュールも含めて伺います。

また、林業大学校の開設に当たっては、そのカリキュラムの内容が何よりも重要なものと考えます。

多様で豊富な資源を有する本道の森林、林業の特徴と課題を踏まえ、高卒から40歳以下という幅広い年齢層を対象とした人材に適したカリキュラムをどのように具体化していくのか、所見を伺います。

さらに、広域な本道においては、地域の実態を踏まえながら、全道各地の現場で必要とされる人材を育成することが極めて重要と考えます。

こうしたことから、我が会派は、これまで、本校以外の、林業などに深くかかわる地域との一層の連携を図るためのネットワークを構築すべきであり、そのためにも、地域や研究機関と連携した林業大学校を目指すべきであると申し上げてきたところであります。

今回の具体的な姿には、本校を初め、各地での分校、拠点校の設置に加えて、実習フィールドを各地域に確保するなど、いわゆる人材育成に向けた3層構造の考え方が示されております。

もとより、この間、林業大学校の設立に向けて、旭川市を含む上川管内や、芦別市を含む空知管内を初め、さまざまな地域から、誘致に係る要請が上がっておりますが、ぜひ、これら地域に実践的な実習の場や機会を確保するなど、広域的なネットワークによる林業大学校の運営体制を構築すべきと考えます。知事の所見を伺います。

次に、災害対策についてであります。

まず、さきに発生した、大阪府北部を震源とする地震において、9歳の女の子を含む5人の方が亡くなられたとのことであり、衷心より御冥福をお祈り申し上げます。

今回の災害では、自衛隊が災害派遣されるなど、国、都道府県、市町村などの防災関係機関の重要性が改めて認識されたところではありますが、今後、道においては、今般の災害を踏まえ、これまで以上に、防災関係機関の連携や対応力の強化に向けて取り組むべきと考えます。知事の所見を伺います。

また、今回の地震では、ブロック塀の倒壊により、登校中の小学生を含むお二人の方が亡くなられました。小学生が下敷きになったブロック塀は、建築基準法に適合していない可能性が極めて高いものと指摘をされております。

そこで伺います。

この際、子どもたちの安全、安心の確保を図るためにも、学校において、通学路等の総点検を早急を実施すべきと考えます。今後の対応について、教育長に伺います。

次に、鳥インフルエンザ対策等についてであります。

道では、一昨年12月の十勝管内での発生を踏まえて、蔓延防止と的確な防疫対策が講じられるよう、昨年、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ防疫対応マニュアルを改正したものと承知しておりますが、今回の改正に当たってどのような見直しをされたのか、伺います。

また、さきの鳥インフルエンザ対策では、殺処分など、家畜保健衛生所の獣医師だけでは対応が困難なため、他部局の一般事務職員までが動員されたと承知をしております。

我が党は、先般、釧路家畜保健衛生所を視察し、関係者のお話を伺ってきたところでありますが、全道の家畜保健衛生所は、獣医師の不足に加えて、施設や設備の老朽化も進んでおります。

今後、鳥インフルエンザ等の発生に備え、例えば、獣医師の確保に当たっては、保健福祉部で食肉検査に従事している獣医師、民間の獣医師と連携して対処できるような体制整備や、バイオセキュリティを考慮した職場環境の改善など、家畜保健衛生所の機能強化が必要と考えます。

今後、これら老朽施設の整備も含めて、具体的にどのように対応されるのか、伺います。

次に、ICTの利活用についてであります。

道は、ことし3月、北海道ICT利活用推進計画を策定したところと承知しております。

行政が有するさまざまなデータを官民で活用するオープンデータの推進については、民間がどのようなデータを求めているのか、また、どのような活用を考えているかといったニーズを把握し、情報を共有しながら取り組んでいく必要があると考えます。

そこで、道においては、こうした取り組みの推進に向けた官民連携の仕組みをどのように構築していく考えなのか、伺います。

また、北海道ICT利活用推進計画においては、2020年までに道内の全ての市町村においてオープンデータの取り組みを進めることを目標としておりますが、現状、道内の市町村の取り組みはどのような状況にあるのか、また、今後、道内全域にオープンデータを広げるため、道としてどのように取り組むのか、伺います。

最後に、北海道博物館と赤れんが庁舎の連携についてであります。

現在、北海道博物館では、赤れんが庁舎内にサテライトを設置しており、本道の歴史や文化にかかわるさまざまな展示などが、来道する観光客などから一定の評価を受けているものと承知しております。

そこでまず、これまで、どのような取り組みを行い、どのような効果を上げているのか、伺います。

また、道は、本年2月、赤れんが庁舎リニューアル基本指針（素案）を策定されておりますが、今年度中に、管理運営手法などについて検討を行った上で、基本指針を策定するものと承知しております。

赤れんが庁舎での展示に当たっては、リニューアルを契機に、展示内容をより一層充実させるべきと考えます。展示の考え方について伺います。

さらに、現在、北海道博物館では、6カ国語に対応したスマートフォンアプリを使った展示解説サービスを行っており、赤れんがのサテライトにおいても閲覧可能となっております。

リニューアル後においても、札幌市中心部から博物館への誘客につながるような取り組みのさらなる充実が必要と考えます。知事の所見を伺います。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長勝部賢志君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）吉井議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、ロシアとの交流についてであります。本年は、両国政府間において日ロ交流年として位置づけられており、欧露部については、5月のサンクトペテルブルク国際経済フォーラムに参加をし、北海道の知名度の向上に向けたPRに取り組むとともに、サンクトペテルブルク市長やモスクワ州知事と会談を行い、経済交流、人的交流を初めとして、さまざまな分野で交流を本格化していくことについて合意いたしましたところであります。

また、提携20周年となるサハリン州との交流については、合意している友好・経済交流促進プランを改定するとともに、青少年冬季スポーツ大会への北海道選手団の派遣を初め、本道とサハリン州の双方において、さまざまな周年事業を展開してまいる考えであります。

私といたしましては、こうした地域間交流の積み重ねにより、地域同士の信頼関係の構築と相互理解の促進を図り、平和条約締結に向けた環境整備につながるよう取り組んでまいる考えであります。

次に、JR北海道の事業範囲の見直しについてであります。今般開催された関係者会議においてJR北海道から示された「経営再生の見直し」（案）については、札幌圏における取り組みが中心となっていることや、グループ企業も含めた経営改革を実効性のあるものとすべきといった課題があるものと認識いたします。

道といたしましては、今後とも、関係者会議を開催し、JR北海道に対して、「経営再生の見直し」（案）をさらに具体化するよう求めるほか、国に対しては、道や市町村の厳しい財政状況に十分配慮した支援の考え方を明らかにするよう強く求めてまいるとともに、私自身を初め、道幹部が地域に入り、関係者会議の結果を初めとするさまざまな情報を提供しながら、地域における検討や協議を進めるなどして、鉄道網を含む公共交通ネットワークと地域交通の確保に向け、より一層、積極的に取り組んでまいる考えであります。

次に、日本海漁業の振興についてであります。日本海地域においては、スケトウダラやホッケなどの回遊資源が減少したことから、ヒラメ、ウニなどの栽培漁業の導入を進め、一定の成果が得られたところではあります。他方、近年、スルメイカが不漁となるなど、依然として厳しい漁業経営が続いていると認識をいたします。

このため、道では、ホタテガイ養殖の導入などによる新たな生産体制づくりを一層進めるため、本年3月に日本海漁業振興基本方針を改定し、養殖と他種漁業を組み合わせた複合的経営を推進するとともに、ナマコのブランド化や鮮度保持の高度化などの付加価値向上、アサリやムールガイなどの増養殖技術の開発普及に取り組み、日本海地域の漁業振興を図ってまいる考えであります。

次に、離島などにおける遠隔医療についてであります。広域分散で、医療資源の偏在が著しい本道においては、限られた医療資源を効果的に活用しつつ、良質かつ適切な医療を提供するため、ICTを活用した遠隔医療の取り組みは有効であります。

このため、道では、特に、医療資源が限られ、地理的条件から、地域の中核的病院を利用することが困難である離島などを対象として、離島等の医師に対する専門医の診療支援や、医師が不在の際にも中核的病院等で診療を行う、タブレット等を活用した遠隔医療システムの整備などに対する支援を進めているところであり、今後とも、地域の厳しい実情に応じた取り組みを促進するなどして、住民の方々が、住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、医療提供体制の確保に努めてまいります。

次に、本道の観光振興についてであります。観光産業を本道のリーディング産業として発展させていくためには、豊かな食や雄大な自然景観など、北海道の優位性を最大限に生かし、国内外の旅行需要をさらに取り込むことが重要と認識いたします。

このため、道といたしましては、観光振興機構と連携し、本年3月に策定した観光のくにづくり行動計画に基づき、多言語人材の育成や、歴史、文化の活用などによる、国際的に質や満足度の高い観光地づくりを進めるほか、新たな魅力としてのスポーツ・ツーリズムを推進するなど、戦略的な誘客活動による旅行市場の拡大に取り組んでいるところであります。

また、地域のさまざまな関係者によるDMOなどを形成しながら、食や体験などの特徴を生かした稼ぐ観光を目指した取り組みを促進するなど、本道観光の発展や地域経済の活性化を図ってまいります。

次に、主要農作物の優良な種子の安定供給についてであります。本道農業が我が国の食料自給率の向上に寄与していく上で、麦や稲、大豆といった主要農作物の安定生産は大変重要であり、その基本となる優良な種子の安定供給は不可欠と考えるものであります。

このため、本年度は、種子の生産や審査などに係る要綱等の整備を進め、必要な予算を確保し、種子の供給を図っていくところであります。

平成31年度以降に向けては、本年度の種子生産の実施状況の検証を踏まえた上で、種子生産に対する、道や農業団体、生産者等の役割分担を明らかにするとともに、需要に応じた、安全で優良な種子を安定的に供給できる体制の確立に向け、生産現場などからの意見や議会議論を十分に踏まえつつ、新たなルールづくりに取り組んでまいります。

次に、道立林業大学校に関し、開校までの取り組みについてであります。道では、将来にわたり森林づくりを支える人材を育成する林業大学校の設立に向け、本年3月に基本構想を策定し、このたび、カリキュラムの体系や運営体制のあり方などを、具体的な姿として取りまとめたところであります。

道といたしましては、今後、道議会での御議論や有識者からの御意見を踏まえ、本道の多様な林業・木材産業の現場に対応できる実践力を身につけるカリキュラムの内容や、講義、実習の拠点の設置場所などを明らかにした基本計画を早急にお示しできるよう取り組みを進めるとともに、講師の選定や、産学官や地域との連携協力体制づくりなど、平成32年度の開校に向けた準備を着実に進めてまいります。

次に、林業大学校の運営体制についてであります。道では、地域に定着して活躍できる人材

を育成するためには、基礎的な知識や技術を習得した後、多様な特徴を有する全道の各地域での実習により実践力を身につけることが何より重要と考えるところであります。

このため、道といたしましては、地域の特色ある森林など、さまざまなフィールドの活用に向け、こうした地域を実習の拠点とするとともに、企業や研究機関、市町村といった、森林づくりを担う地域の関係者の御理解と御協力のもと、全道各地の拠点にサポート会議を設置するなどして、産学官や地域と一体となったオール北海道での広域的なネットワークを構築し、地域に根差した人材の育成に向けて、効果的に林業大学校を運営することができるよう、取り組みを一層進めてまいります。

次に、本道における災害対応についてであります。地震や火山噴火、風水害など、近年、甚大な被害をもたらす災害が全国的に頻発する中、道民の皆様の生命と身体を守るためには、国や道、市町村など防災関係機関が、日ごろから緊密な連携体制を構築し、迅速かつ的確な応急対策に当たることが極めて重要であります。

このため、道では、防災会議、各種訓練などを通じ、関係機関における情報や認識の共有に努めているほか、道の危機管理部局において、開発局を初め、气象台、道警察、札幌市消防と人事交流を行うとともに、退職自衛官の採用により、専門的な知識や経験を生かした防災対策に努めているところであり、今後とも、こうした取り組みを充実させ、本道における災害対応力の強化を図ってまいります。

最後に、北海道博物館への誘客についてであります。ことしは、北海道命名150年の節目であり、世界遺産登録を目指す縄文遺跡群や、2020年4月の民族共生象徴空間の開設など、本道の歴史や文化に対する関心が一段と高まっており、北海道博物館のさらなるPRを図る必要があると考えるところであります。

道では、札幌の中心部を訪れる訪日外国人を初め、観光客の方々の北海道博物館への誘客につなげるため、赤れんが庁舎にあるサテライトにおいて、博物館の展示や縄文遺跡群の紹介、アクセス情報等を、スマートフォンアプリや映像などを用いて多言語で発信しているところであり、

今後予定されている赤れんが庁舎のリニューアル後においても、展示内容等の一層の充実を図り、歴史や文化など、本道の魅力を伝える北海道博物館への誘客の促進につながるよう努めてまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上であります。

○副議長勝部賢志君 総合政策部交通企画監黒田敏之君。

○総合政策部交通企画監黒田敏之君（登壇）交通・物流連携会議についてでございますが、道では、本年3月に策定をいたしました交通政策総合指針の推進に当たり、交通・物流事業者はもとより、行政機関や関係機関などの参画のもと、関係者が一体となって施策の展開を図っていくこととしており、重点戦略等の施策を効果的に推進するため、交通と物流が連携した取り組みなど

について、議論を進めることとしてございます。

道といたしましては、今後、実務者から成るワーキンググループを設置し、災害発生時等における対応の強化や本道の物流対策といった具体的なテーマについて検討を進めるとともに、関係機関とも連携を図りながら、会議での議論を深め、今後の政策形成に反映させるなど、本道における交通・物流ネットワークの充実強化につなげてまいります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 水産林務部長幡宮輝雄君。

○水産林務部長幡宮輝雄君（登壇）日本海地域の総合的な振興方策に関し、まず、漁業における試験研究機関との連携についてであります。日本海地域の漁業振興を図るためには、漁業生産が減少傾向にあるホッケやエビなどの適切な資源管理、ホタテガイ、ヒラメなどの栽培漁業を推進していくことが重要であります。

このため、道では、羽幌町とせたな町に、ヒラメやニシンの種苗生産の拠点を設置したほか、水産技術普及指導所が、水産試験場や大学と連携して、増養殖技術の改良、資源管理など、地域の課題に取り組んでおります。

道といたしましては、今後とも、多様化、高度化する地域のニーズに的確に対応できるよう、ICTを活用したナマコの資源管理技術の開発普及など、試験研究機関と連携を深めながら、日本海地域の漁業の活性化に向け、支援を強化してまいりたいと考えております。

次に、道産木材の輸出拡大に向けた取り組みについてであります。本道では、トドマツなどの人工林が利用期を迎えており、地域の林業・木材産業の活性化を図るためには、国内での需要拡大はもとより、原材料としての丸太から、製材や合板など、付加価値を高めた製品の輸出に移行させていくことが重要であります。

このため、道では、先般、木材関係の企業や団体などと、販路拡大に向けた協議会を設立したところであり、中国や韓国などアジア諸国をターゲットに、求められる規格、品質等の市場調査を実施するとともに、建築材や広葉樹の家具を展示会へ出展するなど、プロモーション活動にも取り組み、その成果について道内の業界に広く普及し、道産木材の輸出拡大に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、仮称・北海道立林業大学校に関し、カリキュラムについてであります。道では、即戦力となり、将来、企業等の中核を担う人材を育成するため、現場を統括する指導力や企業経営等のマネジメント力、地域づくりに貢献する実践力を身につけさせるという教育方針のもと、全道各地の林業・木材産業への就業につながるよう、本道の多様な地域特性を生かした、北海道らしいカリキュラムを構築することが重要と考えております。

このため、道としては、本年5月に設置した、有識者によるカリキュラム検討委員会からの御意見を伺いながら、広く道内外から入学する多様な人材が、基礎から実践までの知識、技術、技能を幅広く学ぶことができる講義や実習の具体的な内容を検討し、年間の授業計画を取りまとめるなど、本道ならではの特色あるカリキュラムの作成に取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○副議長勝部賢志君 経済部観光振興監本間研一君。

○経済部観光振興監本間研一君（登壇）観光振興に関しまして、道東、道北地域への誘客についてでございますが、外国人観光客の旺盛な観光消費を地域経済の活性化や雇用の拡大につなげていくためには、道央圏に集中しがちな観光客を道内の各地域に誘導することが重要と認識しております。

道では、これまで、地方空港を中心にエリア内を周遊するルートの開発など、魅力ある観光地づくりに向けた取り組みに対する支援を行ってきましたが、本年度におきましては、道東、道北地域へのさらなる誘客を図るため、複数の地方空港を組み合わせたモデルルートの商品化や、外国人を意識した地域食材を活用したメニューの開発といった食コンテンツの充実などの取り組みを支援することとしております。

道といたしましては、今後とも、観光振興機構や市町村、観光関連団体などと連携しながら、満足度の高い観光地づくりに努め、道東、道北地域など、道内の各地域への外国人観光客の誘客を促進してまいります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 農政部食の安全推進監甲谷恵さん。

○農政部食の安全推進監甲谷恵君（登壇）鳥インフルエンザ対策に関し、対応マニュアルの改正についてでございますが、道では、一昨年の十勝管内清水町における高病原性鳥インフルエンザの発生の経験を踏まえ、昨年9月に全面的にマニュアルを改正したところでございます。

主な改正内容は、初動に係る防疫対応や後方支援体制を見直し、本庁及び振興局の対策本部に新たに指揮室を設置するとともに、庁内の各部や関係機関との役割分担を明確にいたしました。

また、養鶏場ごとにあらかじめ防疫計画を策定し、飼養規模などに応じた人員配置や資材の供給方法を定めたほか、作業手順などを詳細に記載した防疫作業マニュアルを新たに作成するなどし、万が一発生した場合に、より効率的、効果的に対応し、迅速かつ的確に封じ込めができるよう、体制を整備したところでございます。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 農政部長梶田敏博君。

○農政部長梶田敏博君（登壇）鳥インフルエンザ対策に関して、家畜保健衛生所の役割などについてでございますが、本道の酪農、畜産の持続的な発展を図っていくためには、安全、安心な畜産物の安定生産に取り組むことが大切であり、そのためには、畜産農家の飼養状況に応じた衛生対策を推進していくことがますます重要となっているところであります。

こうしたことから、道では、家畜保健衛生所における人員体制の充実に向け、庁内の関係部や畜産関係団体と意見交換を行うとともに、地域と連携した農場ごとの衛生レベルの向上、伝染病発生時における迅速な防疫措置、高度化する診断技術への対応など、家畜保健衛生所に求められる役割が十分に発揮できるよう、御指摘を踏まえまして、必要な検討を進めてまいる考えで

あります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 総合政策部長小野塚修一君。

○総合政策部長小野塚修一君（登壇）ICTの利活用に関し、まず、オープンデータの活用についてでございますが、道では、平成27年に、オープンデータカタログサイトを開設し、暮らしや福祉などのさまざまな分野で道が所有するデータを公開しているところであり、オープンデータの活用を一層促進していくためには、民間事業者等のニーズが高いデータを把握し、内容の充実を図っていくことが重要と認識しております。

こうした中、国においては、地方公共団体向けに、民間事業者のニーズが高い医療機関や観光施設の情報など、公開を推奨するデータを選定し、提示したところであり、道といたしましては、こうした国の動きも踏まえながら、今後、道内のICT企業との研究会や、オープンデータを進める民間団体との意見交換など、さまざまな機会を通じ、民間事業者のニーズの把握や情報共有を進め、オープンデータの充実に向け、官民が連携した取り組みを推進してまいります。

次に、市町村におけるオープンデータの促進についてでございますが、現在、オープンデータについては、道内の市町村において理解が十分に浸透していないことなどから、その取り組みは、札幌市や室蘭市、森町など七つの市と町にとどまっており、全道的な取り組みには至っていない状況にあります。

道では、本年3月に策定したICT利活用推進計画におきまして、全市町村におけるオープンデータの実施を目標として掲げ、重点的に取り組むこととしたところでございます。

今年度は、新たに、市町村の取り組みを支援する相談窓口の設置や、オープンデータの重要性、具体的な取り組み方法等をまとめた資料の作成、配付などを行ったところであり、今後、市町村が容易にデータを公開することができる手法の構築や研修会の開催など、市町村におけるオープンデータの促進に向けて、一層、積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 環境生活部長渡辺明彦君。

○環境生活部長渡辺明彦君（登壇）北海道博物館と赤れんが庁舎の連携に関し、赤れんがサテライトの取り組みと効果についてでございますが、赤れんが庁舎は、札幌の中心部にあり、本道を代表する歴史的建造物であるため、年間で60万人以上の観光客の方々が訪れておりますことから、これら来場者の方々に、野幌森林公園内にある北海道博物館へも足を運んでいただけるよう、平成27年7月に博物館のサテライトを設置したところであります。

このサテライトでは、博物館の見どころを、よりすぐりの資料で紹介いたしますとともに、道内各地の博物館や郷土資料館の活動も紹介しているところであり、こうした取り組みが、赤れんがサテライトを訪れた方々に、本道の歴史、文化に対する関心を持っていただくことになり、北海道博物館や開拓の村への誘客にもつながっているものと考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 総務部長中野祐介君。

○総務部長中野祐介君（登壇）赤れんが庁舎のリニューアルに当たっての考え方についてでありますけれども、本年2月に策定をいたしました道の基本指針（素案）におきましては、赤れんが庁舎の2階を「歴史と文化のフロア」と位置づけまして、重要文化財としての赤れんが庁舎の価値でありますとか、北海道の歴史、文化、自然景観の魅力などについて展示することとしておりまして、こうした取り組みを通じまして、道内外の方々の北海道へのより深い愛着を醸成するなど、北海道ファンの裾野を拡大していきたいと考えているところでございます。

このような考え方にに基づき、リニューアルに当たりましては、世界遺産、日本遺産、北海道遺産を初めといたしました道内の主な文化財や、博物館、美術館等の施設、さらには、各地の文化やスポーツ等の取り組みを紹介するなど、赤れんが庁舎を訪れていただいた方々を各種施設や地方の周遊へと促す展示内容となるよう検討を進めてまいります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 教育長佐藤嘉大君。

○教育長佐藤嘉大君（登壇）吉井議員の御質問にお答えをいたします。

災害対策に関し、通学路の安全確保についてであります。道教委では、このたびの大阪での地震被害を教訓として、道教委独自に、公立学校施設におけるブロック塀の有無と、その高さについて調査を実施いたしますとともに、文部科学省の通知に基づき、ブロック塀や、通学路における落下、転倒のおそれがあるものについて、速やかに点検し、適切に対処するよう、道立学校及び市町村教育委員会に通知をいたしたところでございます。

今後は、点検結果や対処の進捗状況を把握いたしますとともに、PTAや地元警察署、道路管理者などで構成する、通学路の安全確保に向けた推進体制が未整備の52の市町村に対し、個別に指導助言をするなどして、推進体制が早急に構築されるよう働きかけるなど、関係機関と連携を強化しながら、通学路の安全確保に向けた着実かつ効果的な取り組みを推進してまいります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 吉井透君の質問は終了いたしました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

6月26日の議事日程は当日御通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時16分散会